

日本婦人問題懇話会会報

特集

いま、女性の運動は

なぜ「社縁社会からの総撤退」か
社縁社会からの総撤退は可能か？

家庭科の男女共修運動は女性
解放にどんな役割を果たしたか

雇用の男女平等を求めて
均等法以後
マスコミへの運動
アジアの女たちのネットワーク
怒るインドの女たち

No.45

1986

光に向つて咲け

栗津キヨ著

斎藤百合の生涯―盲女性にもつと教育の機会をと主張、その実現に奔走した先覚者の生涯を描く。へ本年度『山川菊栄賞』毎日出版文化賞受賞。定価四八〇円

子どもたちの太平洋戦争

山中 恒著

国民学校の時代―戦時下の子どもたちはどのような日々を送ったか。学校の授業や儀式、遊びや生活を体験をまじえて活写する。定価四八〇円

戒厳令下チリ潜入記

ガルシアマルケス著
後藤政子訳

ある映画監督の冒険―亡命者が変装して戒厳令下の祖国に潜入、スラム街や大統領官邸内の撮影に成功した六週間の奇跡の記録。定価四八〇円

農民哀史から六十年

渋谷定輔著

『農民哀史』の著者が、埼玉県南畑小作争議を中心に、激動の八十年の体験を情熱をこめて語った大正期から現代に至る民衆の実践報告。定価四八〇円

江戸の旅

今野信雄著

街道や宿場の発達史をたどりながら、大名行列から庶民の旅まで、江戸時代を中心に紀行文・日記などの資料を使って旅の世相を描く。定価四八〇円

古語雑談

佐竹昭広著

古語の表記と読みと意味をめぐって、先学の苦闘とその成果を語り、さらに著者独自の新知見を加えて語る珠玉のエッセイ一四六篇。定価四八〇円

歌い来しかた

近藤芳美著

わが短歌戦後史―「アララギ」の歌人として出発した著者が自らの短歌を引きつづ語る戦後史。激動の時代を生きた一知識人の内面史。定価四八〇円

短編小説礼讃

阿部 昭著

志賀直哉、チェーホフなど古今東西の傑作をとりあげ、「短編びいき」を自認する当代きつての短編の名手がその醍醐味を語りつくす。定価四八〇円

日本婦人問題懇話会会報

No.45 もくじ

特集 いま、女性の運動は

- なぜ「社縁社会からの総撤退」か ……加 納 実紀代(2)
- 社縁社会からの総撤退は可能か ……中 川 学 現(12)
- 家庭科の男女共修運動は女性解放に
どんな役割を果たしたか……………半 田 たつ子(18)
- 雇用の男女平等を求めて……………駒 野 陽 子(25)
- 均 等 法 以 後 ……………梶 谷 典 子(34)
- マスコミへの 運 動 ……………中 嶋 里 美(38)
- 女の運動紹介 ……………井上輝子・駒野陽子(44)
- 原発と核をなくす女たちの会 ……………永 井 喜 子(48)
- 今、何かしなければ……………小 川 ルミ子(51)
- アジアの女たちのネットワーク……………船 橋 邦 子(54)
- 怒るインドの女たち—レイプ……………鳥 居 千代香(62)



三井マリ子・中嶋里美・坂本ななえ共著「女たちは地球人」・原ひろ子他共同編集「世界女性史」小事典・鈴木裕子編「資料・平民社の女たち」・イヴェット・ルーディ著、福井美津子訳「フェミニズムの現在」・金森トシエ・北村節子共著「専業主婦の消える日」(36・37)

第6回山川菊栄記念

- 婦人問題研究奨励金贈呈者決定……………(35)
- エッセイ・こんな調査はこまります
……………梶 谷 典 子(7)
- 雑記帳……………(28)(57)
- 原稿募集……………(70)
- 編集後記……………(71)

なぜ「社縁社会からの総撤退」か

加納実紀代

(女性史研究家)

女よ、家庭に帰れ——。

男女雇用機会均等法も動きだした現在、よほどのアナクロ人間でない限り、こんなことを大っぴらに活字にする人は、まずいまい。ところが私は、それをした。少なくとも、そう受けとられても仕方のないことを書いた。女たちに「社縁社会からの総撤退を」と呼びかけたのだ(『新地平』一九八五年一月号、『挑戦するフェミニズム』社会評論社一九八六年二月刊)。

この「社縁社会」は、上野千鶴子氏の『主婦論争を読む』の論説から拝借したことばだが、「職場」といいかえてもよい。したがって私の提起は、「女よ、職場から総撤退せよ」ということであり、職場か家庭かの二者択一を前提にすれば、「女よ、家庭に帰れ」とイコールになる。

当然これに対しては、数多くの批判があった。その批判

は、大まかに言って二つある。女の経済的自立を何と心得るか、というのが一つ。もう一つは、女のあいだに分断を持ちこむもの、という批判だ。つまり私の提起は、「総撤退」とは言いながら、じつは二段がまえになっている。共働き等でダブルインカムのある女性がまず撤退せよというのだから、たしかに当面は、女たちのあいだに既婚・未(非)婚、ベアかシングルかの分断を持ちこむことになる。しかもその分断が「当面」ですむかどうかは保障のかぎりではないのだ。

第一の批判の女の経済的自立云々については、もちろん私はそれを否定しているわけではない。ただその「経済的自立」を、現資本主義社会での賃労働によるカネ稼ぎとしてだけ考えない、というよりは、それを止揚する「経済的自立」をもとめたいということだ。したがって「社縁社会

からの総撤退を」は「女よ、家庭へ帰れ」ではなく、住縁・知縁（これも『主婦論争を読む』からの借用。住縁とは血縁・地縁、知縁とはサークル活動のような知のネットワークと考えられる。）のネットワークでカネ稼ぎではない「経済的自立」をつくりだそう、ということ、つまり、「交換価値から使用価値へ」が、私の提起の主眼であったが、「総撤退」などという鬼面人を驚かす（？）ことばがタイトルに出てしまったためか、大方の批判はそこに集中し、主眼の方はすっかりかすんでしまった感がある。

だが上野千鶴子氏からは、この「交換価値から使用価値へ」について、共通分母を持たない二つの価値を対置する非論理性についてご指摘があった。

たしかに私のいう「使用価値」は、厳密な経済学上の定義によるものではなく（もともとマルクスの『資本論』での使い方も弾力性のあるものだが）、いってみれば例の共産主義社会についていわれる「能力に応じて働き必要に応じてとる」の、「必要」に対応するものだ。

したがって私の「交換価値から使用価値へ」は、モノの価値が、交換価値という普遍的客観的基準によって計量化される現資本主義社会から、個々人の主観的欲求充足を基準とする社会へのユートピア願望を語っているにすぎない。そうしたガキっぽいユートピア願望につき合っているヒマはないという女たちには、無視されて当然だろう。

それに私自身にも、「交換価値から使用価値へ」がユート

ピアへの道なのかどうかについて疑問がないわけではない。カンボジアでは、ポルポト政権樹立直後紙幣を集めて燃やし、革命の炬火とした。それは私にとって、革命とはまさに「交換価値から使用価値へ」の価値転換であることを象徴する出来事だったが、その後につづく「虐殺」を聞くとき、ユートピアどころではないからだ。

したがって私の提起は、非常に不確かな展望のもとに、長年にわたる女たちの闘いによって切拓かれた職場を放棄させ、女たちのあいだに分断を持ちこむだけ、という結果になる可能性はある。

どんな社会かを問う解放戦略

にもかかわらず、あえてこうした反動的な提起を、しかも「解放戦略」として提起したのは、もちろん理由がある。

およそ戦略というものは、彼我の勢力や現状を分析し、敵の出方について、慎重に先を読んだ上で立てられねばならないだろう。もちろん「解放戦略」というからには、獲得目標である「解放」像が明確に把握されていなければならない。

そうした前提の上に立って、いま「女性解放」や「フェミニズム」が語られ、戦略が立てられているかといえ、必ずしもそうはいえない。というよりは、その前提づくりがようやく始まった段階ではないか。これまでの近代的女性解放論の「男女平等」や、社会主義解放論の「生産労働

プラス家事・育児の社会化」論等々の限界がみえてしまった現在（もちろん みえていない人もいて、相もかわらず、「経済的自立」や「社会参加」や、「家事・育児の社会化」をいっている人も多いが）、そもそも、何が女の「解放」なのかすら問い直されているのが現状だろう。金井淑子氏がヨーロッパのポスト・モダンの思想をとり入れながら、「フェミニテ」にこだわっておられるのは、そのための思想的営為と、私は受けとめている（金井「フェミニテの境位」本誌44号など）。

これまでの女性解放論を真向から否定するような「社縁社会からの総撤退」を「解放戦略」と称するからには、私も当然こうした現状認識に立っている。そもそも私が、一〇余年前、「銃後史」というかたちで日本の一五年戦争下の女性の軌跡を辿る作業をはじめたのは、現社会における「経済的自立」や「社会参加」を、「女性解放」といえるのか、という疑問があったからだ。

一五年戦争下、女性の「社会参加」は飛躍的に増大した。女子雇用労働者は一五年戦争開始直前の一九三〇年約百万人、これが敗戦の四五年には約六百万人。こうした量的拡大だけでなく、質的拡大、職域拡大も大いに進んでいる。それまで、女性に門戸を閉ざしていた重化学工業や金融、通信、交通等、あらゆる分野に女性は進出した。その結果、不十分だとはいえ「経済的自立」を獲得する女性も増加している。

主婦も国防婦人会や大日本婦人会、隣組等の地域活動で大量に「社会参加」した。それだけでなく、婦人参政権はなかったけれども、大政翼賛会中央協力会議への参加等、女性の政策決定の場への進出も可能になっているのだ。

その結果、何が起こったか。

もちろん、明治以来の「良妻賢母」主義や家制度の桎梏から解放されて、「自己確立」を遂げた女性はいっぱいいる。昨年、第五回山川菊栄記念婦人問題研究奨励会受賞式で「銃後史」研究仲間のむらき数字が報告したように、戦後の民法改正を待つまでもなく、戦時下において家制度は、実質的に崩壊に向かっていく（『家』の崩壊」本誌44号）。

しかし一方、この戦争のなかで日本国内の死者三百数十万。ということはその周辺に、「未亡人」や孤児や孤老の涙をいっばい生んだということだ。それ以上に直視しなければならぬのは、日本人によって殺傷された数千万のアジアの人々だ。この事実を一方にして、女性の「社会参加」「経済的自立」を、「解放」といえるだろうか。一〇年来私が『銃後史ノート』で問いつづけてきたのはこのことだった。

その結果私が出したささやかな結論は、どんな社会なのかを問わない「社会参加」、自らの労働の意味を問わない「経済的自立」は、「解放」ではないということだ。また女が「社会参加」すれば世の中がよくなるなどと、ア・プリアオリに言わない方がいい――。

戦争中と現在とはちがう、戦時下の女性の状況を現在に適用するのはまちがいだ。現在の日本は平和なんだから——などというふやけたことを言う人は、まさか本协会会员及び本誌読者のなかにはいまい。戦争のないことイコール平和ではない。「平和」の反対語は「戦争」ではなくて「構造的暴力」だ——というガルトゥングの提起は、いわゆる戦争だけでなく、武器なき人間破壊——貧困や無知や売春や——を生みだす経済的文化的侵略をも視野におさめ、その総体を「平和」の対立物として問題にする視点をひらいた点で画期的だったと思う。

それでいえば、いまの日本の、一見「平和」で「豊か」な仮面の下に、どのようにすさまじい「構造的暴力」がはらまれているか、というよりは、現在の日本の「平和」と「豊かさ」そのものが、周辺アジア諸国に対する「構造的暴力」の結果だといえるだろう。

だとすれば、いま私たち日本の女は、本質的には一五年戦争下の「銃後の女」と同じ状況にある。そしていま日本は、さらにそれを激化させようとしている。

かつて戦時下に高唱された「八紘一宇」の実現を思わせるほど、現日本の経済力は世界に冠たるものになっている。そのリアクションが、いま貿易摩擦、円高不況というかたちであらわれているわけだが、その打開策として現在すさまじい勢いで進行しているのが、日本資本の海外移転、とりわけ二次産業の海外移転だ。

一〇数年前の石油ショック後の円高不況、構造不況打開にあたって、日本資本主義は、国内一次産業はもちろん、構造不況業種といわれた素材型二次産業（繊維、造船、アルミ、紙パルプ等）の切捨ての方向をうちだしたが、今回はさらに、自動車等加工型二次産業までが海外移転というかたちで国内から切捨てられようとしているのだ。

その影響は、自動車関連の零細下請工場等にはすでに始めているし、二次産業の基盤である鉄鋼メーカーでは、新日鉄、釜石等をはじめ、労働者の一時帰休や人員削減が急速に行なわれているのは、ご承知の通りだ。昨年はじめ、ある経済ジャーナリストと話をしたとき、私は素材型産業である鉄鋼は、近い将来、日本から切捨てられるのではないかと質問したが、そのとき彼は、言下にそれを否定した。「鉄は国家なり」ということがあるように、鉄鋼は産業基盤であるから、どれほど産業構造が高度化しても、なくなることはない」と——。

しかし、最近の状況を見ると、シロウトである私の見通しの方が正しかったことになる。もちろんなくなることはないだろうが、縮小再生産の方向が明らかになったことはたしかだ。

その結果、何が起るか。

最近さまざまところで問題にされている日本経済の「空洞化」がそれだ。国際問題研究家の北沢洋子氏は、その具体的イメージの一つとして、「企業城下町が消える」と言わ

れた。このイメージは鮮烈だ。

たしかに二次産業が海外移転する、つまり海外生産に移行するということは、たんに一つの自動車メーカー、及び関連下請工場の労働者が失業するとどまらず、その企業の社宅を中心に成立しているいわゆる「企業城下町」、たとえば豊田や君津や釜石やの住民家族全体に大きな影響を与える。北沢氏がいわれるごとく、豊田市というトヨタの企業城下町が、そっくり消えてしまふ、ゴーストタウン化することだって考えられるのだ。その住民、労働者家族はどこへ行くのか。

それは極端な例だとしても、「空洞化」の影響は、すでに私たちの上にもあらわれている。

一つは、女性雇用問題のところ。もう一つは、私たちの日常の暮らしの上。

最近の雇用機会均等法や人材派遣法の成立は、資本がその「空洞化」現象に対応するためにうちだした女子雇用政策だ——とみた方がいいと私は思っている。少なくとも、結果として「空洞化」現象に適合的なシステムであることはたしかだ。

つまり、日本経済の「空洞化」とは、具体的には、国内産業が流通・情報・サービスといった第三次産業中心のものになるといふことだ。これは、一次産業、二次産業に比べて格段に女子労働力の利用価値が高い職種だ。男子労働者の体力や熟練は必ずしも、というよりはほとんど必要な

い労働内容であり、安くて、労働力需要の弾力性の高い（つまりクビを切りやすい）女子労働者の方が、企業にとつてはメリットがあるからだ。

雇用機会均等法や派遣法の成立は、こうした女子労働者を大量に導入することを、阻害するよりは促進するだろう。今年から、女子再雇用企業に対して補助金を出すことになったのも、再就職を願う主婦の要求にこたえたというよりは、日本経済の「空洞化」に見合う女子雇用政策の一環とみた方がいい。

もう一つ私たちの日常の暮らしにおける「空洞化」の影響としては、最近すさまじい勢いで進んでいる家事サービスの商品化がある。つまり「空洞化」イコール第三次産業化、その重要な部分を占めるサービス業が、いま家事労働の局面にどんどん進出しているわけだ。それは、ここ数年のあいだにもすごい勢いでふえたコインランドリーや外食産業、掃除代行業（今年のお歳暮は、またいちだんと「大掃除」券がふえるのではないか）、植木の水やりから犬の散歩まで「何でもやります」の便利屋——等々をみれば、すぐわかるだろう。

空洞化のもたらすもの

さて、こうした私たちの職場・家庭双方にあらわれた「空洞化」の影響をどう考えるか。

これを「女性解放」にとつて、プラスだと歓迎する立場もあり得る。女性の「社会参加」、「経済的自立」、「家事労働からの解放」を、「女性解放」とするならば、たしかにこれは、プラスである。

たしかに水田珠枝氏は、缶づめ食品を例にあげて、それによつて女の食事作りという家事労働が軽減されるならば、「女性解放」にとつてプラスだと、評価されていたと記憶する。つまり缶づめの食品は家事サービスの商品化の一つのあらわれだが、その場合問題にしなければならぬのは、「商品」の質の問題だけだと、商品化されることによつて添加物等食品としての質が落ちることに対してのチェック機能さえきちんとあれば、「女性解放」の一つの手段として利用するべきだ——というのが水田氏の論だつたと思う（いま出典をたしかめる余裕がないが、たしか埼玉大学の研究会で出された『現在'86』に収録されたシンポジウムでの発言だつたと思う。もしまちがっていたら、お許しを乞う）。

私は、この水田論に反対の立場をとる。それはたぶん、「解放」についての考え方のちがいだらう。

「解放」とは解き放たれると書く。つまり、「女性解放」についていえば、女を縛る桎梏があつて、その桎梏から解き放たれるのが「女性解放」ということになる。たしかに女が家庭内で行なう炊事・洗たく・掃除といった家事労働は不払い労働として市場外におかれていることによつて女性差別の要因をなしていると同時に、それが義務として女

こんな調査は困ります

九月一日の新聞の「洗濯・料理は妻」の見出し、家事は「男女いづれも九〇％前後が妻の役割」と考へていたという記事に時代が逆戻りしたのかと驚かれた方も多いのでは？

実はこの「家族・家庭に関する世論調査」の夫婦の役割分担についての質問は「お宅では、次にあげるような日常的な事柄は、主としてどなたの役割ですか」と、実態をきいたもの。それならば確かに、九割かたの家庭では主として妻の役割に違いありません。

新聞記事で意識にすり変つてしまつたのは、ひとつには男の記者の意識の反映、それに総理府側のいい加減さのため。質問の作成段階での検討も、発表の際の配慮も全く不十分、面接調査は業者におまかせだつたようです。家庭科の男女共修をすすめる会の世話人は総理府に担当官を訪ねて直接話し合い、実態を調べたものであることを確認、質問をつくつたのも、記事を書いたのも皆男であるということもつきとめました。そのあとすぐに、総理府と新聞社に対して、すでに広まっている誤解を早く努力をするよう、また今後こういう間違いが起きないように注意するよう要望を出しました。

こうした調査は女のスタッフを入れて慎重にやってもらいたいもの。そして、おかしなことをみつけた時の女の声は、もっと大きくならなければと思ひます。

（梶谷典子）

に課されることによって、女を「家」のなかに閉ざす桎梏であった。商品化された家事サービスを購入することはこの「義務としての家事」の桎梏性を弱めることになる。

しかし私は、「解放」を、ただ桎梏から解き放たれるというふうには考えない。私の場合、「解放」は「自由」とほぼ同義語であり、「自由」とは「主体的に生きる」、「自立した生活者」である、ということ。この「生活者」は、「自立」の三要素としてよくいわれる「経済的自立・生活的自立・精神的自立」の「生活」が再生産労働中心であるのところが、生産と再生産の双方を含む。本来人間が生きていくこと、生活するということは、生産と再生産の循環の上に成立していると思うからだ。

これからいえば、再生産活動（家事労働）を、商品化された家事サービスに委ねることは、生活者としての自立性さらに資本に従属せしめることだ。すでに生産の場においては、労働者の資本への従属は大いに進行しており、再生産の場（家庭）においても、資本や国家が提供する食料やエネルギーに依存しないでは、一日も成立し得なくなっているが（たとえば、石油の輸入が止まって電気もガスも来なくなれば、私たちはほん一つ炊けない状況になってしまうのではないか）、さらなる家事サービス商品の導入は、さらなる資本への依存であり、生活者としての自立性どころか、一元的に資本の支配に服することになる。

また私は、日本経済の「空洞化」＝三次産業化によっても

たらされる女の「社会参加」「経済的自立」も「解放」に逆行するものだとみる。一つはもちろん、ここでもたらされる女の「社会参加」「経済的自立」があくまでパートや派遣業といった資本を利用するための安価な不安定雇用であり、したがって「経済的自立」につながらないということがあり。しかも、その状況を突破していくためには働く女たちの連帯が必要だが、それを困難にする分断固定の雇用形態だということもある。

それ以上に問題なのは、「空洞化」そのもの、三次産業中心の産業構造そのものがはらむ問題だ。

極端な資源小国の日本が、三次産業や、付加価値の高い知識集約型産業に活路を求めるのは、資本としては当然の方向だが、これは国際的、国内的双方に大きな問題をはらむ。国際的問題については、ここで詳述する余裕も力もないが、一つは国際分業に伴う問題、一つは、日本企業の海外進出・現地生産の増加による現地住民との摩擦の激化。戦前、日本企業の中国進出は、中国民衆の「日貨排斥」運動を生み、それを口実として日本の軍事行動が起された。そうした歴史がくり返されないという保障はない。

国内的問題としては、「空洞化」に伴う産業構造の再編成が、これまでの日本の伝統的な雇用形態、終身雇用制を大きく揺さぶり、「企業一家」的緊密な関係を解体する方向にあること（二〇〇〇年には、現在六人に一人である社外労働者が三人になるという報告もある）。これは人々

のあいだに不安を生む。

さらに、「空洞化」は、一次・二次産業という具体的なモノの生産が日本国内から切捨てられるということであり、結果として日本の労働は、生産物の手触りをたしかめられない抽象的な労働になる。これもまた、人々のあいだに不安を醸成する。

最近天皇制が急激に浮上してきているのは、こうした日本経済の「空洞化」によって人と人、人と物の有機的・具体的関係を見失って不安のうちに漂う人々を、「日本人」というくびきにつなぎとめるため、と私はみている。これは危険な兆候である。天皇制の巨大化がなぜ危険なのかは、あらためていうまでもなかるうが、これを直接的な戦争や、戦前の家制度の復活、その指導としての女の地位低下というところだけとらえてはいけない。

たしかに最近の税制改革のなかで、専業主婦の扶養控除増額が取沙汰されているのは、この先の高齢化社会における老人介護を女にやらせるための布石の感があるが、それと天皇制浮上の問題はちがった文脈から出ていると私は思っている。

そもそも女性と天皇制の問題点を家父長制的な家族制度の局面でだけとらえれば、天皇制の本質を見誤ることになると私は思っている。戦前の天皇制国家が、戸主権強化の家制度によって民衆支配、とりわけ女性支配を貫徹したことはたしかである。青木やよひ氏はそれについて、明治政

府を担った士族たちが、民衆の素朴な自然崇拜を儒教的家族イデオロギーによって天皇制家族国家に再編したとみとおられる（青木「天皇制とフェミニズム」『フェミニズムとエコロジー』新評論所収）。

私も青木氏の論にまったく同感だ。ただ、天皇制イデオロギーには、こうした儒教的家父長制イデオロギーとともに、民衆の素朴な自然崇拜の念に適合的な母性原理的国学のイデオロギーも流れこんでおり、危機にあたって表面化するの、この国学的天皇制の方である。

一五年戦争下、戦争という国家の最大の危機にあたって、戸主権を有名無実にするかたちで国家が女・子どもまでも含めた民衆一人一人の掌握にのりだしているが、それを可能にしたのは、天皇を祖とする母性原理的な家族国家論を押し出したからだ。

というよりはすでに一五年戦争以前、第一次世界大戦後の急速な都市化や昭和恐慌による農村共同体破壊のなかで、家制度は実質的には崩壊に向かい、血縁・地縁の人間関係が安定性を失っていたからこそ、家族的天皇制イデオロギーが民衆意識を収れんすることができたのだろう。たしか人間関係のなかで安定した生活を営んでいれば、ひとびとが擬制家族としての天皇制に幻想を抱く必要はないからだ。

最近の天皇制強化の動きも、本質的には同じ文脈にある。高度成長期までのマイホーム的核家族と「企業一家」的緊

密な人間関係を失って浮遊しはじめる人々を、天皇を押し出すことによって「日本人」という枠に固定し、国家の安定をはかる——これが天皇制強化のねらいだ。

人々がさまざまな個性をもった「個人」としてではなく、「日本人」として天皇の前に均質化されるとき、そこに生みだされるのは、国内的には「非国民」イジメであり、対外的には非日本人の排除、つまり排外主義である。それが内外にいかにか大きな被害を出したかは、すでに歴史が証明済みだ。

ネットワークが作る防衛戦略

こうした状況認識のもとに私が出したのが「社縁社会からの総撤退」であった。これは「解放戦略」と称しているが、じつはそれほど積極的なものではなく、主張はこうした日本資本の今後の方向性、その危険性に対してどう防衛線を築くかという「防衛戦略」のニュアンスがつよい。

つまり、今後ますます進行するであろう三次産業化のなかで女が資本に都合のいい労働力としてより多く引き出されることに対する防衛が一つ、もう一つは、家事サービスの商品化の進行に対する防衛である。

第一の防衛線については、総撤退ではなく女が社縁社会に参入した上で、資本に都合のいい労働力にならない、つまり、安くていつでもクビ切れるといった資本にとっての

メリットを断固許さない闘いをするというのがスジであろう。私もかつてはそれを求めてパートの組織化等、ささやかながら努力もした。

また上野千鶴子氏のいうように、女たちが社縁社会に居坐った上でノイズとなる、つまり給料はちゃっかりいた上での働かない、働かないどころかトンチンカンなことをして資本の足を引っばる——というテもないわけではない。

そうした闘いの可能性を否定するわけではない。現在、パート社会をつくってがんばっている女たちや、新たな組織化の動きは、非常に勇気づけられることだ。にもかかわらず、そうした女たちの努力を否定するような「総撤退」の呼びかけをしたのは、もう一つの家事サービスの商品化進行に対する防衛と、天皇制強化化に対する危機感が切迫したものとしてあるからだ。

私の「社縁社会からの総撤退を」が、「女よ、家庭へ帰れ」ではないことは最初に述べた。そうなってしまう危険性があることは認めるが、私の意図は、「家庭」の枠を越えた住縁・知縁のネットワークで、いま再生産領域にととうと侵入しつつある家事サービスの商品化に防壁を築くことだ。「交換価値から使用価値へ」の手近なねらいはそこにある。

これはたんなる防衛ではなく、攻撃への転回でもある。つまり、家事サービスの商品化は、「空洞化」に伴う日本資本主義の延命策であり、したがってそれを許さない防壁を

築くことは、延命を許さない闘いでもあるはずだ。

そしてまた、住縁・知縁のネットワークづくりそのものが、反天皇制の闘いでもある。マイホーム的核家族や「企業国家」的人間関係が解体することは、天皇制のつけ入るスキだが、天皇制解体のチャンスでもあるのだ。マイホームにおける母子密着や企業城下町で家族ぐるみ企業にかかえこまれるかわりに、真に自立した生活者の連帯を生み出すことができれば、天皇制なんかこわくない。

「企業一家」の解体は、もちろん企業意識にとられない社縁社会づくり、新しい労働運動再生の契機でもある。しかしそれがどのようなものになるかを考えてみると、いまいくつか始まっている地域ユニオンに私は一つの可能性をみるが、それは結局、住縁・知縁のネットワークづくりが伴われなければ有効性を持たないと思うのだ。

さて以上は、もちろん私の現状認識、日本社会の今後の方向性についての見通しの上に出された戦略である。現状認識、今後の方向性について、ちがった予想があれば、当然ちがった戦略がありうる。もちろん同じ認識からちがった戦略が出されることもありうる。そうしたちがった現状認識、ちがった戦略をもつての反論は大歓迎だ。

いま日本の女たちは、個々にはさまざまな差別と抑圧のなかにあるとはいえ、否応なしに、経済大国から軍事大国への道を歩みはじめている日本国民でもある。その日本の女たちが、被害者意識に立ってただ現在ただいまの自分の

抑圧からの解放を求めているは、かつての（銃後の女）の二の舞におちいるだけ——。地球大の視野と二十一世紀を展望した「解放戦略」を出し合いたたき上げ、共有する道をもとめたいものだ。



社縁社会からの総撤退は可能か？

加納解放戦略への疑問

中川学現

加納実紀代さんが、女性解放のための具体的戦略として、社縁社会からの女性の総撤退を呼びかけておられる。

現政権党が常用する理屈から行くと、私には加納さんを批判する資格はない。曰く、「対案を示せ」である。加納さんが戦略を示されたのなら、私は私の戦略を対置するのが筋である。しかし、私は戦略を対置しない。

私の論点は二つで、加納さんが提起された戦略は戦略とは言えないということ、加納さんが期待される意味での戦略は不必要ということである。

想いと戦略

戦略という言葉を使う限り、その内容が具体的であり、かつ、比較的短期のうちに実行可能か、ないしは実行可能

な基盤が存在していなければならない。なるほど、社縁社会からの総撤退は具体性はあるかもしれない、しかし、実行可能性の点ではほとんどゼロに近いし、近い将来、可能性が生ずると思えない。

企業に就職するために整形手術までする女子大生、企業好みのリクルートルック、企業の就職説明に聞き入るもの欲し気な顔、これらの姿の中に、企業社会に一定の批判を持ちつつも、経済的基盤を確保せざるを得ないとの姿勢を見出すことは出来ない。彼女達は就職前から社縁社会に取り込まれてしまっているのである。そして、企業に勤務し続ける女性は取り込まれっ放しで上昇志向を強め、結婚する女性は、取り込まれ人間の典型である男性に従属することとまた取り込まれ、パートに出れば更に取り込まれるのである。

この社縁の海に漂う女性達を、加納さんはどの様にして撤退させるつもりなのだろうか。たしかに、加納さんの意図に賛成する極めて少数の女性は撤退してくれるかもしれない。しかし、これでは、総撤退ではないし、戦略的価値もない。

加納さんはとりあえずの撤退の主体としてダブルインカムの家庭の女性が適当と言われるが、私はダブルインカムの家庭は重要な戦略拠点だと考える。もっとも、現在は、加納さんの指摘通り大半の女性の収入は家計の補助程度でしかないだろうが、今後女性の収入が上って行けば、企業社会批判のための男女共同戦線の重要拠点になり得ると思う。男女の一方が社縁社会の中で果敢に戦い抑圧を受けた時、他方の経済的援助が存在することは、何とも心強いことである。この拠点を放棄する必要はない。

加納さんによれば、撤退後の女性と専業主婦とは「使用価値創出」に取り組むということである。となれば、方向としては社縁社会への挑戦ということになり、その活動が力を持ち始めれば企業との摩擦も当然起ってくるであろう。加納さんの図式によれば、これらの女性の経済的基盤はやはり夫なのであるから、使用価値の創出運動が拡大すればするほど企業は夫を通じてこの運動を締めつけてくるであろう。この締めつけに、夫を含めてどれだけ抵抗し得るであろうか。

現在、少数ながら存在している女性達の使用価値創出運

動が、夫を通じての企業の締めつけの対象になっていないとしたら、その運動が企業にとって痛痒を感じない程度の影響力しかないからであろう。この点、加納さんは私のような心配をされずに、男は交換価値、女は使用価値の創出という性別役割分業の固定化を懸念されるが、それが問題点として語られる様な、ある意味では幸せな状況を企業は許さないだろう。

以上、私は、現在の女性を社縁社会から総撤退させることは不可能であるし、その基盤もないこと、また、百歩譲って可能であるとしても大きな問題を含むことを論じた。

私は銃後史に長年取り組んでこられた加納さんが本気でこの具体的解放戦略を提起されたとはどうしても思えない。加納さんは戦時下の女性についてこう言っておられる。「私はあのととき、女性が労働現場から総撤退すれば、戦争継続は不可能だったと思っています。」⁽¹⁾これに至っては加納さんの「想い」が、沸とうした釜からこぼれ出たとしか言いがたない。言うまでもなく、当時の女性の大半には総撤退という意識が芽ばえる基盤は全くなく、天皇の海での漂流を苦しみながらも楽しんでいたのである。一部の人間が呼べど叫べど、彼女達は微動だにしなかったであろう。今、社縁の海に漂う女性達も同じように微動だにしないでであろう。海が天皇から社縁に変わり出したもの。

恐らく加納さんは何もかもご存知で、余りに論が盛んで、具体的戦略が出て来ない風潮にたまりかね、あふれる「想

い」に、仮に「戦略」という看板を付して我々の前に、どうだと示されたのだと思う。もしそうなら、生真面目に受けとめた私の方が野暮ということになりそうである。私は社縁社会からの総撤退論は「戦略」ではなく、加納さんの「思い」と理解したい。

戦略は必要か

加納さんは次の様に言われる、(現在のフェミニズムの)

「表現、議論のすすめ方やことばづかいに、私はどうしても六〇年代の△男▽を嗅いでしまう。」^⑫この気持ちに私は共感する。フェミニズムを語るにはあれを読んではいなければならぬ、その用語法は間違っているといった言い方がよくなされるし、引用ばかりで自説がほとんどない文章にもしばしばお目にかかる。他人の意見の批判を契機として自己を表現するのならよいのだが、他人の意見で部厚い壁を作り、本人は壁から時々頭をほんの少し出すだけといった文章が堂々とまかり通っている。こんな状況からも、私は六〇年代の男達を想起してしまう。

さて、加納さんの気持ちに共感しながらも、私は加納さんの「戦略」を待望する気持ち、「戦略」さえあれば戦いの目標が示され、多くの女性が結集するのではないかとという考え方にも「六〇年代の△男▽を嗅いでしまう」のである。

仮に加納さんの期待されるもっともらしい戦略が打ち立

てられたとしよう。それにはたとえば、「社縁社会からの総撤退を」といったスローガンが付与されることであろう。また、その内容が様々な用語を用いて明確化されるであろう。その戦略のもとに社縁の海に漂う女性達が結集するだろうか。また、その戦略が明確化されればされる程、異なる戦略を取る女性達は離れて行くのではないか。

戦略なるものはその内容が明確になり、洗練されればされる程、往々にして何か大切なものが切り捨てられ、その重みを増すどころかますます軽んぜられるのである。女性の漂流者達をある方向に向かわせるには、明確な定義をしない戦略こそ必要である。恐らく六〇年代の△男▽達も、加納さんも、こんなものは戦略とは認めないであろう。しかし、このいい加減な戦略を駆使して成功している勢力がある。それは現政権党であり、加納さんの言われる資本の側である。彼らは戦略について明確な定義は一切しない。「こちの水は甘い」とささやきかけるのみである。にもかかわらず多くの女性達が社縁の海に集い漂うのである。

解放戦略の提起合戦、それに使われる用語の定数合戦、これ程社縁の海に集う女性達にとって無縁なものはない。

しかも、彼女達を動かさない限り戦略たり得ないのである。「戦略なき戦略」とは具体的にどのようなものであろうか。例えば、「企業に嫌われる女性になれ」ということである。こう言うと、「企業は必ずしも悪ではない」とか、「破廉恥女性も企業には嫌われるが」といった反論が出そうである。

この種の議論に巻き込まれてはならない。ひたすら企業に嫌われる女性になるのである。

上野千鶴子さん風の挑発者の役割を担うもよし、消費者運動もよし、子供を批判精神を持つように育てるとか、学校外の従順なサラリーマン養成所たる塾に子供を行かせないとか、人様々でよいのである。しかし、各人の共通部分を積算すると明確な方向性を持った太い矢印になる、そんな戦略と見えない戦略こそ社縁の海に漂う女性達を動かすテコになるのではないか。

とは言うものの、彼女達を動かすには彼女達に企業を中心として回転する現代資本主義社会に対する一定程度の批判的視点が存在することが前提となる。実はこれが大問題で、この問題があるからこそ加納さんの主張される総撤退が「極少数撤退になってしまふのである。極少数撤退なら企業は痛くも痒くもないだろうし、批判的視点を持つ極少数派にはむしろ社縁社会にとどまってもらって、企業内におけるフェミニズム運動の拠点作りをしていただきたいものがある。

ベクトルの考え方

社縁の海に漂う女性達を少しでもフェミニズム運動に近づける方策はないものだろうか。これについてささやかな私見を述べてみたい。

彼女達は、フェミニズム運動は「有能な」「コワイ」女性が担当する分野で、自分達とは無縁と考えているようである。これは確かに無理からぬところがある。フェミニズムの集会、書物は戦略合戦、定義合戦であるし、女性解放論者は、有能な女性が男性に伍して様々な分野に進出すれば、その人物の考え方を余り問題にせず賞賛する傾向がある。これでは女性解放運動は特に「有能な」女性の独占物であるかの如き観を呈するではないか。

社縁の海に漂う女性達にフェミニズムの方向性を理解してもらうためには、中立的有能さと、フェミニズムの方向性を持っているということは無関係であることを知ってもらわなければならない。有能さは方向性を持たない。それはベクトルにおける矢印の長さであり、フェミニズムは矢印の向きである。

戦後、多くの女性がいわゆる「高等教育」を受けることが出来るようになり、女性の批判精神は街々をおおうかと思いきや、大学と称する遊園地では知や批判とは縁のなさそうな顔付の女子学生がうごめき、卒業間近になればいかにして企業のお気に入りになるかに心をくだいているのである。ここにベクトルの方向性を考慮に入れない教育のマインナスの成果が見事にあらわれている。高等教育とやらで、女性の中立的能力は恐らく飛躍的に向上したのであろう。しかし、その能力がどういう方向に向けられるかがあわせ考えられないため、結局、現状容認、現体制補強のために

それが使われることになるのである。

大学を中心とする「高等教育」は、中立的能力の向上ではなく、その方向づけをすることを存在意義とするはずである。ところが、英文科が英会話学校になったり、工学部が企業の研究所の肩代わりをしたりで、方向性を重視しない専門学校化して企業に喜ばれているのが現状である。こういう教育体系の中では、有能な女性とは中立的能力の高い女性である。そして、フェミニズム運動は各分野に進出するこの種の女性を無批判に賞賛する傾向を持っている。もちろん、一般の言論、マスコミでは彼女達の進出を、そのままフェミニズム運動の一步前進であるかのように述べたてる。この種の女性であっても、フェミニズムと方向を異にする場合には、当然のことながら批判の対象とすべきである。男性論理を持つ女性がいくら数多く各分野に進出して、フェミニズム運動の前進とは全く無関係である。彼女達がやがて方向転換をするであろうと期待することが空しいことは、数々の実例が示すところである。

雇用機会均等法との関連で、彼女達の進出が女性の分断だと叫ぶ向きがあるが、肉体的性が女性であれば必ずフェミニズムの方向性を持っているはずだという前提はおかしいし、男性の論理で生きる彼女は、いくら呼びかけてみても女性論理には戻って来まい。従って、彼女達の進出は分断とは言えない。肉体的に女性である人びとが中立的能力を活用して、現状肯定的方向に進出しているにすぎない。

いのである。分断を問題にするよりも、逆に男性の中の女性論理を持つ人びとをフェミニズム運動に取り込むことを考えるべきだろう。フェミニズム運動は、肉体的な性の区別に依存するのではなく、中立的能力に依存するのでもなく、方向性に依存するのである。とりわけ、能力に依存しないことを強調することは重要である。

昨今のフェミニズム運動には、一つは加納さんが指摘される「六〇年代の△男▽を嗅いでしまう」面、二つめは中立的能力を偏重する余り、加納さんを含めて、語りかける対象を「有能な」女性に限定する面があるのではないか。「有能な」女性の間だけで議論、戦略が行われ、批判をされるべき女性がその「有能さ」故に批判的から逃れられるとすれば、謙虚にも自己を「無能」と自覚している多くの女性達は、いくら総撤退を呼びかけられても振り向きもしないであろう。

フェミニズム運動はベクトルの矢印の長さではなく、その方向を重視すべきことを呼びかけるゆえんである。

おわりに

「企業へ企業へと草木もなびく」という「企業おけさ」現象を当面止める手だてはなさそうである。この現象を前にすると、加納さんの戦略を含めて、あらゆる戦術・戦略が無力に見える。

しかし、真の保守主義者たらんとする人物でさえ、このビジネス文明、すなわち「おけさ現象」に腐臭を嗅ぎつつあるくらいであるから、⁽³⁾体制批判者に限らず、真に批判精神を持つ主体であれば、「おけさ」には安易に加わらないであろう。とは言え、「企業は悪だ」といった単純なスローガンにはもはや人をとらえる力はない。現代産業社会のありとあらゆる現象を批判的に見てゆけば、必ず企業社会の問題点にぶつかる。これだけは間違いない。このすべてを批判的に見る人びとを増大させること、これこそフェミニズム運動をはじめとする社会運動の原点である。

これを私はかつて高等教育に期待した。しかし、今では全く絶望している。現在の高等教育は「おけさ現象」の中でいかにうまく泳いでゆくかの技術教育であるに過ぎない。戦争も一種の「おけさ現象」であってみれば、もう戦争準備完了の観さえある。男達とはとくに企業戦士になってしまっているし、それを無批判に支える主婦達には「国防婦人会」、就職活動に走りまわる女子学生には「女子挺身隊」のイメージがダブる。

さて、弱き我々に何が出来るだろうか。日常的なあらゆる問題を批判的に処理する習慣を身に付けることくらいか、これでは戦略にもならない。加納さんと同じく、つい、すっかりした戦略を期待してしまう。

(注) (1) 社会主義理論フォーラム編「挑戦するフェミニズム」八二ページ(社

会評論社、一九八六年)

(2) 「新地平」(一九八五年十一月号)一九ページ

(3) 西部邁氏の一連の大衆論。たとえば、「大衆への反逆」「幻像の保守へ」等。

募集

「会報」発行の手伝いを

していただけませんか？

本誌の校正と発送作業を手伝って下さる方を募集しています。

手伝っていただく時期／

年二回(五月、十一月)

内容／校正(字の間違いを正す)

……三日間ぐらい

発送……二日間ぐらい

交通費、食費は支給

引き受けていただける方は、事務局までご連絡下さい。

(電話) ○三―三五二―四九五六

一九八七年四月末日まで

家庭科の男女共修運動は、 女性解放に、どんな役割を果たしたか

半田 たつ子

(「家庭科の男女共修をすすめる会」世話人)

一、家庭科の男女共修運動はなぜ始まったのか

一九七三年は、さまざまな意味において特筆されるべきであった。まず、高等学校の教育課程で、女子生徒は一人残らず「家庭一般」を必修科目として学ぶことになった。普通科の男子生徒には「体育」が女子より四単位多く課せられ、「男は体育・女は家庭」という時間割となって現れた。このことは女子高校生に大きな問題意識を呼び起こし、朝日新聞の「声」欄にも「なぜ女だけが家庭科を？」の発言が続いた。

折から日本の高度経済成長は頂点を登りつめようとしていた。戦後の男女平等意識の定着と、経済力の向上から、女子の進学率は急速に高まり、身につけた力を社会に還元したい意欲を持つ女性が増大した。住居を取得し、子供の

教育費をまかない、自身の老後に備えるためには、夫婦ともに働かなければならないという事情もあった。企業の側も労働力を必要としたから、結婚後も、子を産んでも女性は職場にとどまり、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担は、現実には崩れていた。

ところが、家庭責任は相変わらず女性が担わされ「男は仕事・女は仕事と家庭」となっていることに対して、働き続ける女性はみなおかしと感じ始めていた。アメリカから押し寄せてきたウーマン・リブの波は、わたたちの目を開かせ、男も女も、社会も家庭も共に担っていくことが基本なのに、というつぶやきが生まれてきた。

進学競争が激化し、低年齢化されるに従い、子供たちの塾通いが始まった。生活から遊離した知識のみを詰め込まれ、実生活体験の乏しい子供たちの発達の歪みが指摘され

るようになった。りんごの皮もむけない、ぞうきんも絞れない……など。子供の生活を回復し、オールラウンドな成長を保障するには、手足や心を、頭とともに働かせるような学習が大切だとの意見が交わされるようになってきた。

また、この年にはオイルショックがあった。トイレットペーパーや洗剤が、一夜にしてスーパーマーケットの棚から姿を消したのに、主婦たちは驚いた。高度経済成長のツケは生活に回され、土も空気も水も汚された。安全な食べものがあるのだろうかと思きつつ、消費者運動をやった人たちは、世界の政治・経済・外交のしくみが、わが家の台所に直結していることを目のあたりにし、わが家だけを守りきることは不可能なことを知った。政治・経済・外交の舞台で力を持つ人たち（現在ではほとんど男性）が、生活を大切にすることを悟った。

婦人問題、教育問題、生活問題を結ぶ、扇の要の位置に、家庭科問題があった。男女平等の達成に悲願を抱く人、家庭科はこれぞよいのかと疑問を持ち続けてきた人が出会った。生活問題を追求している人もすぐこれに応じ、運動は燎原の火のごとく広がった。

火つけ後、そして運動の支柱は、故市川房枝氏であった。「国会議員として、婦人解放運動に参加してきたものとして、家庭科女子必修に強く反対すべきであったのに」、(注1) 強い責任を感じ、一九七三年のうちに集会を持つと精力的

に動かれて、十二月八日、氏の活動の拠点、婦人会館で「家庭科教育検討会」が開かれた。この年は、京都の府立高校が、家庭一般男女必修に踏み切った年でもあった。京都でできることが、なぜ東京ではできないのか？ という声もあって、家庭科の男女必修をすすめる市民運動を始めようという意見が一致。その日を準備会として、翌年一月二十六日に結成集会を開くまでに漕ぎつけたのである。

二、家庭科が、今立つ地点

ちょうど十三年を経て、家庭科は今、歴史的な地点に立つ。

国連婦人の十年、最終年の一九八五年、女子差別撤廃条約を批准するために、ようやく「家庭科教育に関する検討会議」を設置した文部省は、一九八四年十二月十九日、同会議から「家庭科は男女とも選択必修」という報告書を受けた。一九八五年九月、発足した教育課程審議会は、一九八六年十月二十日、「中間まとめ」を発表。左の基本方向を示したのである。(抜粋して引用)

〔高等学校における各教科・科目の編成等〕

女子差別撤廃条約の批准や最近における家庭を取り巻く環境の変化に対応する観点から、家庭に関する科目の編成及び内容を見直し、全ての生徒に履修させることが

必要であるとの意見がある。

〔家庭、技術・家庭〕

(1) 家庭を取り巻く環境や社会の変化に対応し、男女が協力して家庭生活を築いていくことや、生活に必要な知識と技術を習得させるといふ観点に配慮し……

このようにして、技術・家庭では、従来の男女別学習指定領域を解消し、高校では、現行の「家庭一般」の他に「生活技術」「生活一般」（ともに仮称）を新設して、この三科目のうち一科目を全ての生徒に選択履修させることにした。敗戦後の一時期を除き、明治以来「家事・裁縫」家庭科」「家庭科」女子用教科」とされてきた歴史に、ようやくピリオドが打たれた。これをこそ、家庭科男女共修運動が女性解放に果たした役割の筆頭に挙げたい。

三、男女共修運動が果たした役割

教育課程から女子必修の教科科目を抹消したことその他に次の五点を加えたい。

(1) 性別役割分担の徹廃を

国際婦人年に先立って提起する

周知のように、国連婦人の十年におけるハイライトは「女子差別撤廃条約の批准であった。これに先立って一九七五

年の国際婦人年世界会議では「世界行動計画」「婦人の平等と平和への婦人の寄与に関する一九七五年のメキシコ宣言」が、一九八一年、ILOでは「男女労働者：家族の責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」及びその「勧告」が採択されている。男女平等をめぐる国際的動向は、一九七〇年来かつてないほどに高まってきた。この高まりの中で、明確に認識されたのは「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び女子の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であること」(注2)であった。

「家庭科の男女共修をすすめる会」(以下「会」と略称)の発足は、一九七四年一月二十六日である。その準備期間を含めると、「会」は、国際婦人年の二年前に、「男女の役割についての定型化された概念の撤廃」をアピールしたことになる。おそらくわが国で、国際婦人年を機会に実現すべき具体的目標として、もっとも早く、もっともはっきりと意識されたのが「家庭科の男女共修」であった。共修運動がある程度掘り起こしてきた性別役割分担への疑問と批判は、国際婦人年を期に奔流となって溢れ出した。この勢いは、五十に近い全国組織の婦人団体を、思想・信条の違いを乗り越えて、大同団結させ、国連婦人の十年を連帯して歩む力に発展した。

(2) 世論をつくり、女性解放の裾野を広げる

私たちは運動の趣旨を大勢の人に知ってもらうために、

知恵を絞った。学習会をかねた集会、タイムリーなテーマを掲げた集会、その都度新聞社やテレビ・ラジオの放送局にも取材の要請をした。「会」の発起人・世話人はインタビューに応じ、自ら進んでマスコミ、ミニコミへ投稿した。ジャーナリストの鋭敏な感覚が、この運動の先駆性を的確にとらえ、好意的に報道してもらえたことは、ありがたかった。その量は十三年間に膨大なものとなっている。

運動の出發時はもとより、国際婦人年、「国連婦人の十年」中間年・最終年、差別撤廃条約批准、教育課程審議会などの動きを報ずるマスコミに、常に家庭科の男女共修が登場したことは、広汎な市民層に問題意識を植えつけた。

「家庭科」は婦人学級でもよく取り上げられ、「会」の世話人はその講師も引き受けてきた。「家庭科の男女共修をめぐる一問一答」「家庭科、なぜ共修、どんな共修」など、「会」のハンディなパンフレットが役に立った。

総理府の「婦人に対する世論調査」(図1)でも、年を追っ

て男女共修の支持者がふえ、女性解放思想には縁を持たずにきた人たちも、家庭科問題を入り口として、男女差別に目を開いていった。この運動が、教育問題、生活問題にも足場を持つゆえに、多く

図1 婦人に対する世論調査——総理府による (%)

	76年	79年	84年
・高等学校の家庭科について			
・家庭生活についての知識や技術を身につけるため男女共学が	22	30	33
・男女共本人の選択	42	30	35
・女子だけ学ぶ	26	24	22
・“男は仕事、女は家庭”について			
・同感しない	40	34	41
・同感する	49	36	36

の人の共感を呼ぶことができた、といえるだろう。

(3) 男女平等教育を具体的にすすめる

男女平等は、戦後教育では、日本国憲法と教育基本法の理念から、建前としてうたわれたものの、学校教育の現場には制度から慣習に至るまで差別が温存されていた。

敗戦後、社会科とともに、民主的な日本をつくるためのホープとして生まれた家庭科は「家事・裁縫の合科ではない」「女子用教科ではない」「手先の技能教科ではない」三否定の教科といわれた。新教育が根をおろさぬうち、文部省は家庭科を変質させ、「家庭科女子必修は、女子が家庭責任を持つ現状に対応した教育的配慮」と言い張ってきた。「男子と女子は、おのおの特性があり、その特性を生かすことによって平等」というのである。

家庭科共修運動は、学習をすすめながら、特性論のまやかしを打ち砕くとともに、戦後民主教育が、高度経済成長の中で男女分業論によって歪められていく過程を明らかにした。

家庭科教科書を点検し、教科書会社へ要望を重ねる中で、主婦養成のための家庭科を否定し、一人の生活者としての自立をうたう教科書(注3)をつくり世に送り出させることもできた。

家庭科の初心に戻って、男女共に、という家庭科教師の声や実践は、途切れることなく各地に点在していた。それ

を組織的にまとめ上げたのが、京都府立高校の家庭科研究会であった。女子必修が強化された一九七三年より、男女共修の家庭一般（二単位）が、全府立高校で実施されたのである。（注4）長野・熊本両県でも、学校ごとに可能なところから共修に踏み切り、実施校を毎年ふやしつつあった。こうした勇気ある先駆者たちに、家庭科の男女共修運動と、その支持者の広がりは、強い励ましになった。

「会」は、全国からすぐれた実践例を集めて、具体的にどう授業するかのパンプを次々に作り、また、家庭科教師たちの全国交流集会を開催し、正確な情報交換の場とした。

女子用教科を受持つ教師として、肩をすばめていた家庭科教師たちは、強い自信を得、脱皮していった。（図2）

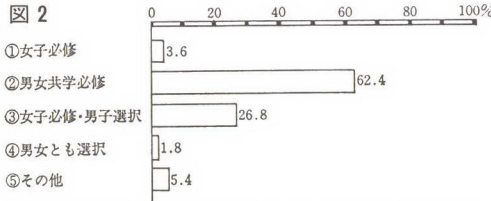
日本教職員組合が毎年開く全国教育研究集会・家庭科分科会に提出されるレポートは、

現在八割まで男女共修のテーマで占められている。

家庭科で目を開いた教師たちは、女子教育問題にも取り組む。小学校では家庭科専科の男性教師

は家庭科専科の男性教師

図 2



1985年高校家庭一般の教科書を出している一橋出版が、全国の高校家庭科教師を対象とした調査

も徐々にふえ、中学校でも、家庭領域を男性教師が、

技術領域を女性教師がこなす姿が見られるようになった。家庭科男女共

教が始まっている。

学習の主人公である高校生の意識の一例として、新潟の調査を挙げよう。（図3）

図 3

◆生徒に対する意識調査

——新潟県高教組・女子教育問題研究委員会による（1981年調査）

●あなたは中学校で「男子は技術」、 「女子は家庭科」と男女別々に異なる内容のものを学習してきました。その結果、男子は家庭に関することを、女子は技術に関することを学ぶ機会がなかったわけですが、このことをどのように思いますか。

	(1)それだいたいと思う	(2)おかしと思う	(3)わからない
男子	51.6%	29.8%	18.6%
女子	40.5	43.8	15.7

「会」の運動をまとめた二冊の単行本『家庭科、なぜ女だけ！』『家庭科、男子にも！』（ともにドメス出版刊）は、大学で家庭科教師を志して勉強中の学生の卒業論文や、研究者たちにも、貴重な資料として活用されている。

一九八一年、日本弁護士連合会が、法律家の立場で出した提言も力強い。すなわち、家庭科女子必修を、男女平等を保障する憲法14条、教育を受ける権利を定める同法26条、および教育基本法の理念に反し、かつ女子差別撤廃条約の趣旨に反すると言いつつ、女子必修の速やかな廃止と、男女共修を提言したのである。「会」は資料を提供し、協力した。

女性解放を学校現場で具体的にすすめるために、「会」は確実に一つの役割を果たした。

(4) 男性を変え、理解者をふやす

「会」発足当時、教育課程審議会が、次期改訂に向けて審議中であつた。運動の当面の目標を「新しい教育課程に共修を盛りこませること」「自治体で共修を実現させること」とし、私たちは教課審委員、文部省、各政党、婦人問題企画推進本部、東京都などに働きかけた。文書を送るだけでなく、できるだけ一人ひとりと面会し、共修に賛同していただくよう説得した。すでに一定の考えを持っている人びとを短い時間に説得することは極めて難しかったが、世論の変化も幸いして、少しずつ手ごたえを感じるようになった。今回の教課審委員には共感を示す人もいた。

「会」では「男たちも訴える！ 家庭科男女共修」をテーマに集会も開いた。報告書はすべて男性。最前列に男子高校生がずらりと並ぶという光景は、男たちの変貌を雄弁に語った。「会」の「男から男たちへ」のリーフレットに、家永三郎氏は「教育をふくめて婦人差別の全面撤廃が国際法として確立した今日の世界のなかにある日本に、人類普遍の原理に反した教育が残されてはならない」、青木茂氏は「生活というものに性差はない。従って、生活についての学習の必要性にも、性による違いはない」とのメッセージを寄せられた。

市川房枝氏を初めとして、衆参両院では何度となく家庭科が取り上げられた。女性議員はもちろん、江田五月氏のように、堂々の家庭科論を展開した男性もいる。女子専科のイメージを払拭する上からも貴重な男性がどんどんふえた。

権力の座にある男性よりも、市井の男性はさらに柔軟であつた。男にも育児時間を！ との要求を掲げ運動をすすめている「育時連」の人たち、「主夫」をあえて選んだ人たち、数は少ないが、女性解放は女性のみの問題ではなく、同時に男性の解放をめざす闘いであるとの認識が生まれている。男を敵として闘う女性解放の枠を踏み出して、男と連帯してすすめる両性解放⇨人間解放を目指すべきことを共修運動は示唆したのである。

(5) 運動がパイプを通じさせる

「会」に集う人は、女性解放の運動家、家庭科教師、他教科教師、評論家、編集者、主婦、会社員……まことに多彩だ。従って意見も多種多様だ。ただ、家庭科の女子必修をやめさせよう、家庭科、男女で学ぶに値する内容につくり変えて、制度として男女共通必修を確立させよう、の二点だけを共通項として十三年、運動を続けてきた。一度も分裂の危機に直面しなかった。そればかりか、熱心にかかわってきた人ほど、楽しかったと言ひ、多くの出会いに感謝し、自分を豊かにふくらませながら自分を変えてきたと言う。

理念をめぐる闘いで成功した稀有の例と評した人^(注5)もある。これは、家庭科の男女共修運動が、前述したように、婦人問題(同時に男性問題)教育問題、生活問題という三側面を持つていたこと、各人の違いに神経を尖らせるより、共通の願いを大切に、優先させてきたこと、制度として具体的に位置づけるという「実」を挙げるために、尖鋭的になり過ぎないよう配慮したことなど、運動のすすめ方も功を奏したのかもしれない。

四、いま、そしてこれからの問題点

いいことばかりを書いてきたようだが、事態は厳しい。

臨時教育審議会は、第二次答申で、家庭教育の活性化に力点を置き、家庭科を「親となる者を対象とする学習」と位置づけた。母と子の絆を強調し、乳幼児期の子を持つ女子労働者のためには、育児休業制度および女子再雇用制度の普及が必要と述べて、「手作り弁当の日」の提言までしている。

教育課程審議会の中間まとめでは、道徳教育の強化を打ち出し、小学校低学年に新設した生活科でも、道徳教育を意図している。さらに、中学校技術・家庭に「情報基礎」「家庭生活」の新領域を設けた。女に家事・育児を担わせて、あるべき家庭像を押しつけようとする意図が透けて見える。

さらにうさん臭いのが、高校に新設される「生活技術」「生活一般」である。女子必修の「家庭一般」を温存し、機

械・電気・情報処理、園芸などに重点をおく「生活技術」。半分の時間を、技術や情報に関する教育、または体育にあててもよい「生活一般」を用意した。家庭一般―女子校向き、生活技術―男子校向き、生活一般―共学校向きと考えているらしい。これでは、条約批准のために、家庭科を改革して男女同一の教育を受けさせ、定型化された概念を払拭させる目的は吹き飛ぶ。特に臨教審がうたい上げる「情報化」を受けて、コンピューターを家庭科に導入し、またも産業社会の要請になびかせようとしている。

新教育課程の完全実施は、中学校一九九三年、高校一九九四年。この期間を最大限に生かして、現在及び未来を人間らしく生きぬく力を、子どもたち自身が培えるような男女共修の家庭科の中身を、私たちの手で作り上げていくことが、今最も求められている。

家庭科は、いよいよ正念場を迎えた。

(注)

- (1)「家庭科、なぜ女だけ」(ドメス出版)序文から
- (2)「女子に対するあらゆる形態の差別に関する撤廃条約」前文から
- (3)一橋出版「家庭一般」(編著者)一番ヶ瀬康子、村田泰彦(著者)佐藤慶子、半田たつ子、湯沢静江ら。
- (4)森幸枝著「男女で学ぶ新しい家庭科―京都における歩みと実践―」(ウイ書房)

(5)朝日新聞記者、上丸洋一氏の発言「新しい家庭科―We'86年10月号、座談会」

雇用の男女平等を求めて

駒野陽子

「婦人の十年」日本の課題

国連「婦人の十年」は、日本の政府にも大きなインパクトを与え、女性たちもそれをてことして、いろいろな分野で多彩な運動を展開してきた（44ページ「女の運動紹介」参照）。

一九七五年、国際婦人年メキシコ会議で世界行動計画の採択に票を投じ、更に一九八〇年、コペンハーゲンの中間年世界会議で、女子差別撤廃条約に署名を行った日本政府は、一九八五年、「婦人の十年」のしめくりとなるナイロビ会議で、全条約の批准を迫られていた。そのために、差別撤廃条約に抵触するとみなされた国籍法を改正し、家庭科の女子のみ必修を定めた中・高教育課程を改訂することとして雇用の男女平等を保障する新しい法律を制定することが、日本の「婦人の十年」の三つの大きな課題とされて

いた。

まず、父親血統主義の国籍法が一九八三年に改正された。家庭科の女子のみ必修の見直しも、この問題に婦人年以前から粘り強く取り組んでいた「家庭科の男女共修をすすめる会」の運動（半田たつ子論文参照）を牽引力として、広く世論をまきこみながら女性たちの運動が進められた。一九八四年、ようやく文部省は、次の教育課程改訂には、男女共修家庭科を実現する約束をするに至った。

新しい国籍法にも、まだまだ不十分な点は残されているし、今、家庭科の男女共修を検討している教育課程審議会の答申いかんによっては、女性たちが望んできたように完全な形で、家庭科が男女共修になるかどうか、目を離せない状況ではある。しかし、ともかくも、この一〇年間に、私たちの運動が、男女平等へ向けて、歴史の歯車をひとつ廻した、という意味では画期的なできごとであった。

ところが、差別撤廃条約批准の最終条件として昨年国会で可決され、今年の四月から施行にはいった男女雇用機会均等法については、かならずしも女性の運動の成果が実った、とは言い切れないのが残念である。

性差別が、誰の目にも明らかで存在している雇用の分野でこそ、男女平等を促進する実効ある法律が期待されていたのに、この法の制定で女性たちの運動は肩すかしを食った形になってしまった。雇用の男女平等が法的にはじめて明文化された、という意味ではたしかに画期的なことにはちがいないが、この法律は、産業界が期待する形の雇用市場再編成に手を貸し、かえって雇用の性差別を促進する側面をもっているからである。

ともあれ、これで女子差別撤廃条約が要求する国内法の整備が一応果たされ、ナイロビ会議では、日本の政府代表は、この条約を批准し、国際的な体面を保つことができた。しかし、日本の働く女性たちは均等法制定以降、真の雇用平等を実現するために、新たな難局に直面することになったのである。

“婦人の十年”に先立って

一九六〇年代後半から、日本でもウーマンリブの波が高まった。それは、雇用の性差別といった具体的な現象を標的とするより、男性優位社会の構造そのもの、それを支えている男女の意識の内面の変革をめざした運動であった。

既成の価値観をくつがえし、男の論理に対して、女の論理ですべてを見直そうという意識革命の提起であった。雇用の性差別をなくすために、男性の世界に進出していく、というそれまでの女の運動のスタイルもまた、ウーマン・リブの批判の的となった。男性のつくった組合組織の中の婦人部運動や、既成のピラミッド型婦人組織の婦人団体のあり方にも容赦ない告発が行われた。組織をつくり、力を結集して男性と対抗するかわりに、女たち一人ひとりが、自分の内部にある男性型の志向を打ちこわし、新しい女の論理を創り出していこうという模索の中で、さまざまな運動スタイルが生まれた。女だけの小さな共同体（コレクティブ）、その中で意識変革活動（コンシャスネス・レイジング）、女の身体性を追求して、女のアイデンティティを追求する活動、母性や女らしさの神話を打ちこわすラディカルな言葉や思想——混とんとしながら、社会全体に破壊的な衝撃を与える問題提起であった。

しかし、それらは、小集団による、多様で多面的な活動であったために、意識の上では大きなインパクトを与えた反面、雇用の男女差別をなくす、といった現実的な変革はできなかった。

そのうち、奇矯な言動をするはね上った女たち、というマスメディアのレッテルが貼られて、ウーマン・リブは、一時代の風俗として矮小化されていった。

一方、一九六〇年後半は、日本は高度成長へむけて、国

をあげて突っ走っていった時代でもあった。

東京オリンピックを境に、世界の大国に伍して、『豊かな社会』をめざしたこの時代に、女性たちはいっせいに職場に進出した。ただし、中卒労働者の不足を補う、新たな低賃金労働者として、中高年の主婦層を中心に……。仕事は、「結婚までの腰かけ」といわれた女子労働者が、子育てが一段落した三〇代後半から、どっと、パート・タイマーや臨時雇いといった身分で、あるいは、人手不足の小企業・零細企業へと駆り出されて行ったのである。『女が働く時代』といわれて、結婚し出産しながら働き続ける女性たちも増加した。

一九七五年、国際婦人年の年には、もう、既婚者が未婚の女性を上まわっていたのである。働き続ける女が増えれば、職場の男女差別は、はっきりと意識される。身分不特定のパート型の女子労働への疑問もクローズアップされる。まさに、その時点で、私たちは国際婦人年を迎えたのであった。

行動する女たちの登場

雇用の男女平等を望む声は切実だった。メキシコ会議で出された、国連『婦人の十年』の世界行動計画の提起の中でも、『女性の労働権の確立』と、あらゆる性差別の根源となる、『性別役割分業の意識や、社会の仕組みの排除』が、日本の女性たちの心をゆすぶった。

婦人年の前年に発足した「家庭科の男女共修をすすめる会」に続いて、一九七四年の秋すでに、国際婦人年をてことして日本の女性の地位を一举に押し上げようとする運動の準備会が発足した。発足時集ったメンバーは、国会議員の市川房枝・田中寿美子両氏ほかの政治家をはじめ、評論家、ジャーナリスト、弁護士、学者・研究者、教員など、社会の第一線で働いている女性ばかりだったから、雇用における性差別への関心はとりわけ強かった。

当初は、各分野で活動する女性たちが、それぞれの場で抱えている問題をつきあわせてゆるやかな連帯の輪をつくり、呼应しながら運動をすすめていく連絡会をつくることが想定されていた。しかし、社会的な活動の中で、性差別を痛感していた多くの女性たちは、単に連絡会に留まらず、自分たちで新しい会を作りあげて、性差別撤廃のための具体的な行動に取り組みたい、という熱意をもっていた。何度か話し合いの後、このグループの中から、「国際婦人年をきっかけとして行動を起す女たちの会」が生まれた。一九七五年一月、婦選会館で、「私たちは行動します」という宣言を出し、会は発足した。性差別に怒りを感じ、それをなくすために自ら行動する意志をもつ女性なら、だれでもが個人として参加できる会であった。代表や、理事や、幹事といった役割はまったく設けず、だれでも、いつでも、「問題だ」と思うことを提示し、メンバーの有志に呼びかけて、具体的な抗議や、告発の行動が可能なユニークな組織形態

でスタートした。事務局と専従事務局員はおいだが、あとは組織にしばらく個人が主体的に問題を捕えて行動するウーマン・リブの提起をふまえて、しかも具体的な社会変革を目的とする、という意味では、社会派ウーマン・リブといった会であった。

テーマは、労働・教育・マスメディア、主婦問題、児童文化、離婚、独身女性問題など多岐にわたったが、性別役割分業意識を変えるための、「教育・マスメディア」の分野と、雇用平等を促進する「労働」の分野で、特に精力的、継続的な活動が行われた（教育・マスメディアに関する活動は中嶋里美論文参照）。

男女雇用機会均等法制定にいたる数年間、政府の姿勢を鋭く告発し続けたりディカルな運動の核になったのが、この会の労働分科会であった。

私たちの手で雇用平等法を！

憲法によって男女平等は規定されているが、雇用における性差別を具体的に禁止する法律は、日本にはほとんどなかった。労働基準法三条に、思想信条や、身分、人種による雇用差別の禁止はうたわれているが、性別による差別禁止は含まれていない。それは労基法の中に婦人保護の条項が含まれているから……と言われてきた。具体的に雇用上の男女平等を明記した法文は、労基法四条の「同一労働・同一賃金」の規定のみであった。

雑記帳

今は都内の高校へ通う、知人のひな子ちゃんが小学校へ入ったばかりの頃のエピソードです。

ひな子ちゃんは、ある日学校から帰ると、猛然としてお母さんに語り始めました。

「ひな子はね、がんばったから、ひよこからめんどりになったのね。ようちゃんは、めんどりからおんどりにおがったの。先生にね、どうしてめんどりががんばるとおんどりになるのか聞いたのね。そうしたら、おんどりが一番エライからって……」と怒り泣き顔で訴えます。事情を翻訳すると、つまりこうです。

学校教育の中では学力のある種の「査定」がされますが、その学校では低学年児童の評価を「ひよこ」も少しです・めんどり〓ふつう・おんどり〓たいへんよくできました」と象徴化して表現していました。この他にも「おたまじゃくし」↓「子ガエル」↓「親ガエル」というパターンもあって、動物の成長過程をなぞったものです。何をまちがえたのか、このにわとり評価法では、動物の成長過程と男・女の社会的地位の概念とをごちゃまぜにしてあったのです。ひな子ちゃんの怒りは、「いくら頑張っても、めんどり(女の子)はふつうで、おんどり(男の子)はその上」という構造にあり、またその論理が歴然の事実のごとく語られていることも、敏感に察知したようです。

男の子と机を並べている学校生活の中で、ひな子ちゃんの感じたかわいらしくも悲しい矛盾——。

(ま)

欧米諸国では、すでにイギリスの性差別禁止法、アメリカの機会均等法をはじめ、ほとんどの先進工業国が、雇用の性差別を具体的に禁止する法律をもっていた。

日本中どこの職場でも、急増した働く女性たちが、雇用の性差別への不満と怒りをかかえていた。すでに結婚退職制は、違憲として判例が確定していたし、銀行など男女の労働がほとんど同じ職場では、労基法の同一労働・同一賃金の規定によって男女別賃金体系を是正させる判決が数例出てはいたが、何しろ具体的な雇用差別禁止の法律がないため、裁判は長びき、判決も裁判官の主観にゆだねられる、という結果になりやすかった。『婦人の十年』が始まって、諸外国の情報がどんどんはいつてくるにつれて、日本でも男女の雇用平等を保障する具体的な法律が欲しい、という声が急速に高まった。

メキシコで出された『婦人の十年』世界行動計画にのっとって策定されたはずの、日本の国内行動計画は、雇用の性差別をなくす具体的な方策はほとんど明示せず、すでに判例で確定している、結婚・出産退職制や、男女定年差別の解消などがあげられているにすぎなかった。「日本でも男女雇用平等法を！」という声が「国際婦人年をきっかけとして行動を起す女たちの会」（以下「行動する会」と略称）からまず起こった。有志グループが、まだ翻訳されていなかったイギリスの性差別禁止法や、アメリカの機会均等法の原文を入手して研究した。会員でもあり、外国の平等法に

くわしい田中寿美子氏は、社会党として国会に提出する男女雇用平等法の起草にかかっていた。「行動する会」労働分科会では、実際に職場で行われている性差別の洗い出しに取り組んだ。男女職種別の求人広告、募集要項で、女性だけにつけられる各種の制限（年齢○才まで、自宅通勤、未婚などの条件）、採用試験で女性にだけ問われるプライバシーにかかわる質問、（家族関係や、結婚・出産の予定、働く年限の予定など）、初任給からずっと続く賃金や諸手当の差別、入社後の教育訓練の差別、女子にはやらせない仕事、昇進昇格から定年差別など、平等法を制定するときに、禁止すべき具体的な内容——ガイドライン——の資料にするための準備であった。

一九七八年九月、「行動する会」は、田中寿美子氏、弁護士の水嶋幸子氏から世界の平等法の話を伺い、日本でも「私たちの手で男女雇用平等法をつくろう」と決議した。

田中寿美子氏はこの年、初めて社会党から男女雇用平等法を国会に提出した。

「行動する会」も、社会党案や、各国の法律を参考にしながら独自の法案をつくった。具体的な差別の実例を列記したガイドラインは、自ら職場で差別を体験している女性たちの手になるものだけに、リアルで、きめこまかく、後に社会党が準則（ガイドライン）を整備するにあたって、かなり参考にした、という。弁護士など専門家の助言があったとはいえ、『あたりまえの女たち』が自分たちのほしい法

律の原案をつくることは前代未聞のことであった。

政府の考える平等法

女性たちの側から、男女雇用平等法を求める声が高まっていた一方、政府の側も「婦人の十年」の間に、平等法制定は避けられない、という見通しで準備をすすめていた。同じ年の十一月、政府の要請によって、労働基準法研究会が、平等法制定の必要をうたった報告書を出した。しかしこれは、労働基準法の女性保護を緩和することを条件としていた。平等を要求する以上、保護は返上すべきだ、という政府側の論理がはっきりと打ち出されたのである。「行動する会」は、直ちに、平等法と保護緩和をセットにしたこの報告書に対する抗議文をもって労働省に押しかけた。総評はじめ、多くの組合婦人部からも、これに対する抗議の申し入れが殺到していた。働く女性たちが個人的に送った抗議の手紙や、葉書も数え切れないほどあった、という。新聞への読者投稿も、女性の声はみな抗議一色であった。

一九七五年の国際婦人年日本大会後に、市川房枝氏を会長として、四八の全国組織をもつ婦人団体の連絡会ができ、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」と名乗って、ゆるやかな連帯活動をしていた（以下、四八団体連絡会と略称）。この会も、平等法と保護緩和をセットにする労基研報告に反対声明を出した。

以来、平等法制定をめぐる、政府側と女性たちの側は、

はっきりと対立する姿勢をとることになった。

「行動する会」は翌年一月、「私たちの雇用平等法をつくる集会」を渋谷の山手教会で開いた。八〇〇人を越える女たちが全国から集まり、職場の実態を訴えて保護緩和がいかにか実状に合わないか、差別がいかにか横行しているかを口々に訴えた。集会のあと、その年一番の冷えこみの中で、男性も、子どもも交えたデモ行進が渋谷の街を埋めた。この集会に集った人たちを中心に、「私たちの男女雇用平等法をつくる会」が結成され、「行動する会」と「つくる会」は連帯して更に精力的に、「労基法改悪反対」、「私たちの男女平等法を」の二つのスローガンで闘いを展開していった。

総評、同盟などの婦人部、各単産組合の婦人部なども、保護緩和に反対しつつ、平等法制定を要求したが、組織によって、労基法改悪反対に重点をかけるか、平等法要求に重点をかけるか微妙なニュアンスのちがいがあり、政府の「保護ヌキ平等法」の提示で、女性たちの平等法要求への結集は水をかけられた形となったことはいなめない。

最後の攻防——均等法制定へ

政府は労基研報告を基盤として、ただちに男女平等問題専門家会議を設置した。使用者代表、労働者代表、学識経験者の三者構成のこの会では、保護と平等の考え方がはげしく論議されたが、使用者・労働者の代表の意見はどうしても折りあわず、学識経験者の折衷案にも両者とも歩みよ

らず、三者の意見が併記される、という異例の答申が出された。

一九八〇年の中間年、コペンハーゲンの世界婦人会議で、日本の代表は女子差別撤廃条約に署名を行っていたので、政府にとっても平等法制定は緊急の課題であった。

一九八二年まで、専門家会議で討議を続けながら、結論が出なかった保護と平等問題は、次は婦人少年問題審議会に送られ、最終的な審議にはいった。これも三者構成で、使用者側・労働者側の意見は対立したまま、とうとう学識経験者グループが、使用者よりの保護又キ平等を支持して、答申が出され、労働者に提出された。

この間、社会党は、数度にわたり、労基法と切りはなした男女雇用平等法案を国会に上程したが、一度も審議されることなく廃案になった。こうして政府は、労基法の保護緩和をもち込んだ、現行の男女雇用機会均等法案を国会に提案したのである。

「行動する会」「つくる会」は、政府案に反対する男性たちのグループとも連絡して「実効ある男女雇用平等法を！男も女も連帯委員会」を作り、「男性にも保護を」、「罰則規定を伴う実効ある平等法を」、「差別されている女性の救済機関を」、「労基法改悪反対、労働時間短縮を」と、はげしい均等法反対運動を展開した。労働省前の座り込みやデモ、国会議員への働きかけ、「実効ある平等法」のゼッケンをつけたリレー・マラソンによる労働省への抗議申し入れ、

小雪のちらつく二月、労働省前の小公園で三日間のハンスト、など果敢な行動を続けた。総評婦人も、一カ月にわたり、全国からかけつけた働く女性たちの座り込み運動を組織した。

こうした女性たちのはげしい抵抗にもかかわらず男女雇用機会均等法は一九八五年春に成立し、政府は、やっとナイロビ会議で差別撤廃条約批准を果たしたのである。

均等法はこの四月から施行されたが、その内容の不備の故に、「均等法元年」のかけ声とは裏腹に、募集・採用の差別さえ一向になくならない。一方、保護緩和の影響をうけて、労働条件はきびしくなり、働く女性の悲鳴があちこちで聞かれる。男性に伍して働く一部の女性がいくらか増えたとしても、労働条件のきびしさに、パートや派遣の労働者に脱落していく女性たちが、円高不況の中、ますます増えていくだろう。「婦人の十年」の間に、男女の平均賃金の格差がかえって広がっているのも、身分不安定な職場で働く女性が増えているからだ。男並みに働ける女だけは平等に、そうでない女は半人前の扱い、という女性の雇用市場再編成が進行している。

それに対抗する新しい運動の展望はまだ見えない。だが、全力をあげて運動をすすめてきた女性たちは、今、自分たちの運動を無視した政治を変革することに、新しいエネルギーを燃やし始めたように見える。

均等法以後

梶谷典子

◇均等法の効果は？

アキ子「均等法は施行されたけど、やっぱりダメねえ」

ハル子「大卒女子を採用する会社はふえたでしょ？」

アキ子「採用しないところだって、まだたくさんあるわ」

ハル子「採用するところが少しでもふえたのは、効果があつたということでしょ？」

アキ子「少しづつならふえるわよ、法律がなくても。思つてみれば女のよさはわかるから」

ハル子「そういう面もあるけれど、『女を使おう』なんて思つてもみなかった人たちが、法律のおかげで考え方を

変えたということがあるわ」

アキ子「その人たちの考え方が本当に変わったと思う？」

ハル子「『男女を同じように使わなければいけない』という考え方があることを知っただけでも『変った』と言えるわ」

アキ子「その程度じゃしょうがないじゃないの」

ハル子「その程度から始まって、だんだん変わって行くの

よ。均等法ができなければ、その程度の変わり方だつていつのことだったか……。国際婦人年や国連婦人の10年があつても、差別撤廃条約の批准があつても、男女平等のことは一般的な話題にはならなかつたでしょ？ それに比べて均等法の影響はすいぶん大きいと思わな

い？」

アキ子「でも、実際に平等にならなければねえ……。ハル子「企業の方でも、平等にしようという動きは出て来てるでしょ？」

アキ子「ウソよ、抜け道を探そうとしてるだけよ」

ハル子「それだけとは言えないわ。今年の大卒女子の採用は、男子より伸びてるわ」

アキ子「そんなことで喜んじゃだめよ。経営側は均等法を利用して女をうまく使おうとするにきまつてるんだから。利用されないようにしなくちゃ」

ハル子「経営側はどんな状況だつて利用するにきまつてるんだから、『絶対利用されまい』なんてがんばるのはナンセンスよ。働く側にとつてどんなプラスとマイナ

スがあるかをまず考えるべきよ」

アキ子「均等法が働く側にとつてそんなにプラスになると思ってるの？ そんないい法律だと思ってるの？」

ハル子「『いい法律』とは言えなくても、ないよりはあつた方がはるかにいいわ」

アキ子「あんな法律……」

ハル子「そう言つて働く側がソッポを向いている間に経営側はどんどん研究してる。それじゃますます働く側はおくれをとることになるわ。働く側でもっと研究して、できるだけ利用しなくちゃ」

アキ子「もっとちゃんとした法律をつくることを考えるべきよ」

ハル子「ちゃんとした法律をつくるためにも、今の法律を研究して、利用して、不備なところがみんなによくわかるようにしなくちゃ」

◆進む分断？

アキ子「だけど、ひどいと思わない？ 女だけ募集することば認めちゃうなんて……」

ハル子「それはほんとに理解できないわね。パートや補助職に男が入ったら、会社はそんなに困るかしら。男女募集したところで男はそんなに応募しないでしょ……」

アキ子「そういうことじゃなくて、パートや補助職みた

いな職種を認めちゃいけないのよ」

ハル子「今急にそういう職種をなくしたら、困るのは経営側だけじゃないわ。女の中にも困る人が出て来るでしょ？」

アキ子「一般の労働時間が長過ぎるし、女の家庭での負担が大き過ぎるから……」

ハル子「女は家庭。だから仕事はパート」という意識もあるから……」

アキ子「そういう意識を認めちゃうの？」

ハル子「今の日本で、そういう意識の持ち主を無視するわけには行かないわ」

アキ子「だから、条件が整わないうちに平等だけ先行させちゃいけないのよ」

ハル子「条件が完全に整ってから」なんて言つてたら、何事も前には進まないわ。法律で平等を進めれば意識にも影響するし、『家庭や職場のあり方を変えよう』と
思う人もふえるんじゃない？」

アキ子「法律が変わつて新しい分断も生まれたわ。総合職と事務職に分けるなんて……」

ハル子「パートと同じように、女にとつても必要だと言える……」

アキ子「そう言つて性別管理を許しちゃうわけ？ 経営側の期待通り、実際に総合職を希望する女は少ないし……」

ハル子「今就職する人は平等になることなんか予想して

いなかっただから……これから変って行くわよ。変える努力もなければね。

◆特に教育の面で

アキ子「事務職になりたい男はいないし……」

ハル子「そんなふうにきめつけなくてもいいわよ。ある会社では、全国にわたる転勤のあるエリートコースと、せまい地域の転勤だけあって昇進はソコソコというコースをつくったら、新入男子社員の殆んどがソコソココースを選んだんですってよ。男の意識だっけ変りつつあるんだわ」

アキ子「そうして男も分断されて行くんじゃない？ 派遣もできて、そこでも分断は進むし……。『正社員より派遣の方がいい』っていう女が多いんですけどのねえ、『ひとつの会社に縛られたくない』なんて言ってる」

ハル子「わかるなあ、その気持……」

アキ子「そんなのんきなこと言っでないで、『正社員になるう』って呼びかけましようよ」

◆新しい運動の方法は？

ハル子「正社員の女が安定した身分だったと言えるかどうか……。『若いうちにやめるだろう』『肩を叩けばすぐやめるだろう』って期待されていて、なかなかやめ

ないとイヤガラセされたりして……」

アキ子「だから、みんながちゃんと働き続けられるように運動しなくちゃいけないのに、いろいろな働き方をすると運動はしにくくなるでしょ？」

ハル子「いろいろあるのって、本当はいいことなんじゃないかなあ。ある人はひとつととらで働き、ある人はあちこち移って働き、ある人は毎日4時間働き、ある人は1日おきに8時間働き、ある人は数か月働いて数か月休む——そんなふうに働き方が選べたら、すごくいいと思わない？」

アキ子「『選べる』なんてユメよ。現実だね、ごく少数のエリート男以外は、女も男も、終身雇用からはずされるという方向に動いているんじゃない？」

ハル子「終身雇用って、そんなにいいこと？ 守らなくちゃいけない？」

アキ子「より悪くなることには反対しなくちゃ。経営側のねらいにのるような多様化には反対しなくちゃ」

ハル子「反対するだけでいいのかなあ。仕事のやり方はこれから変らざるを得ない。人びとの意識はより多様にならざるを得ない。働き方が多様になって行くのは、止めようのない大きな流れじゃない？」

アキ子「分断が進むのを黙ってみていようってわけ？」

ハル子「新しい運動のしかたを考えなければね。企業の枠を超えた働く女の組織とか……」

アキ子「ゼンゼン非現実的……」

ハル子「大きな流れを止めようとするよりは現実的よ」
アキ子「……………」

ハル子「頼りになるように民間の大きな相談機関はつくれないかなあ」

アキ子「均等法による委員会は利用しにくいし、効果も

期待できないからねえ」

ハル子「それも、そうきめつけないで、利用することを

考えなければ」

アキ子「でも、あなたの言い方は無責任よ。実現させる

ための具体的なてだてもないのに『新しい運動のしかた』だなんて……………」

ハル子「じゃああなたは、『今までの運動のしかたで、これからもずっと働く女たちを守って行ける』って、責任をもって言えるの？」

アキ子「……………」

第六回（一九八六年度）山川菊栄記念 婦人問題研究奨励金贈呈者決定

わが国女性解放運動の先達であり、婦人問題研究者の先駆者でもあった故山川菊栄（一八九〇—一九八〇年）を記念して発足した山川菊栄記念婦人問題研究奨励金八六年度贈呈者は次の二氏に決まりました（奨励金は各一〇万円）

粟津キヨ氏 『光に向かって咲け—斉藤百合の生涯—』 一九八六年六月刊・岩波書店（岩波新書）

グレゴリー・M・フルーグフェルター 『政治と台所—秋田県女子参政権運動史—』 一九八六年五月刊・ドメス出版

粟津氏は一九一九年、新潟県生れ。一九三七年、高田盲学校を卒業後上京、故斉藤百合のもとで薫陶を受け、東京女子

大学に学ぶ。故青山百合氏は岐阜県生れ、岐阜訓盲院を経て東京盲学校師範科に学び、上京して斉藤武弥氏と結婚後東京女子大に学び、旁ら盲人、とくに盲女性の自立のため、多くの苦難と闘い、一九四七年、五五歳で死去。
粟津氏は斉藤氏の最も身近かにいた人。『光に向かって咲け』が世に出なかつたら、斉藤百合の足跡は、おそらく世に知られず埋もれてしまったであろう。
女性に焦点を絞った盲人史はわが国では初めてという点で評価された。

グレゴリー・M・フルーグフェルター氏 一九五九年米國ペンシルバニア州生れ、ハーバード大学卒業後来日、早稲田大学大学院文学研究科に学ぶ。専攻日本女性史。『政治と台所』は秋田県における女性参政権運動史を実証的に追跡したものの研究姿勢が評価された。

なお、贈呈式は十二月六日（土）午後、東京千代田区の番町グリーンパレスで行われた。

三井マリ子・中島里美・坂本ななえ著 『女たちは地球人』

——叛乱のすすめ18章』

戸田明子

この本はいわゆる婦人問題に関する専門的な学習や研究のためのものではなく、巻頭の「はじめに」にもあるようにたくさんの「あなた」——男女を問わず今の世の中、チョットおかしいんじゃない？——と思ってる人達——への著書である三人の女性からの呼びかけであり心をこめた叛乱のすすめである。

マンガ、ポルノ、広告、スポーツ、歌、旅行、映画、出席簿などを取りあげ、私達の身近な生活のなかにいかに多くの性差別が存在するかということを実例をあげて解説し、それらの差別に対して彼女たちがとった行動の事の顛末なども語られている。他方このような差別に対し戦っている人たちがいることを紹介し、今まで一方的に押しつけられてきた「女なんだから」という殻を破って行く人たちが世界中にいるのだということを変更して実感させられる。——という具合に書くこと固そうな印象だが、語り口はユーモアたっぷりであり性差別的な広告に対する抗議の様子などは、冷静かつ理論的な上に情け容赦のない鋭いつっこみで痛快そのもの。著者の方たちといっしょに怒り、笑い、そして日常のなかで気にはなっても目を伏せ、

黙ってしまった自分もまた、このような性差別に消極的であっても加担してきたのだと思った。今日からは、と突然変身して行動をおこすことはむずかしそうだけれど、こんなに堂々とおかしいことはおかしいと発言し、行動している人たちがいるということに勇気づけられる。

(学陽書房・二〇〇〇年)

原ひろ子・須田道子
館かおる・田中和子 共同編集

『世界女性史』小事典

木下ユキエ

基本方針として「アジア・アフリカ・ラテンアメリカなどの第三世界の女性に注目し、欧米中心の世界観を相対化する」試みを目標としており、その姿勢をまず評価したい。基礎作業では、スポーツ・音楽・建築・映画・舞踊・医学その他の諸分野に関して21名、世界の国々や地域に関して72名の協力者に、語彙・概念・事件・人・雑誌・団体・書籍などの情報を寄せて貰ったという。項目の選定では地域別・時代別・分野別に配分し、記述内容は前記編集者4名と88名の協力者が分担執筆し、317項目を五十音順に配列している。

項目ごとに執筆者名と主要な参考文献が付記されているので、記述内容を超えて更に精通したい場合に便利。しかし人類史という時間軸と、全世界の規模の空間軸を射程に据え、女性の視点で歴

史を把握するには、もっと項目を拡充する必要がある。それは誰よりも編集者達自身の強い宿願でもあるだろう。

横9縦15センチ、240ページの携帯用軽便サイズで、エナジー事典(エッソ石油広報部刊)第七部として一九八六年七月刊。目下は非売品の限定出版で、希望者に無料配布されているが、本格的な出版を期して、多面的な情報蒐集と適確な相対化作業を蓄積し、ひろく学校・家庭・職場・地域社会で活用できるように、一段の発展を期待したい。

鈴木裕子編

『資料・平民社の女たち』

原田清子

平民社は一九〇三年以降約一〇年間明治社会主義の本拠地として、歴史に鮮やかな足跡を残した。同時にここに拠った婦人たちの活動は、明治初期の自由民権運動、中期の矯風会の運動につづく明治後期の婦人たちの改革運動の軌跡として、女性史の上で見逃せないものである。それにもかかわらずその反体制反権力の理論と実践の故に、これまで不当に埋もれたままになっていた。それを著者は今回平民社の女性たちの運動を総覧するものとして、この一冊にまとめられた。女性解放史の上に貴重な文献が加えられたことを喜ぶたい。

全篇の構成は、当時の男性社会主義者たちの思想と行動の矛盾を鋭く指摘する鈴木氏の解説、本人の論文、随想、書簡などを収めた「著作」、本人や近い人々の回想を収録した「回想」「資料」の三篇からなっている。著作その他は平民社の機関紙誌(週刊・日刊平民新聞)。「直言」、「光」などから収録されたものであるが、福田英子編集の『世界婦人』からの抜粋もある。第二編の回想は、古い資料集の中では特殊で、大杉栄の神近、野枝をめぐる三角関係の葉山の刃傷事件にふれた大杉の妻堀保子の手記や、社会主義者の妻として辛酸をなめた堺為子の手記などが掲載されている。他にも身近にいた親しい人達の回顧談もあって、平民社の女人たちの人間臭にみちた個人生活がうかがえて、興味ぶかい。「明治四一年八月社会党に関する調査」抄は、平民社の女性たちの身上調査で、社会党員となった動機などに触れている。女性史研究家の座右の一書として推薦したい。

(不二出版刊・五八〇〇円)

イヴエット・ルーディ著
福井美津子訳
『フェミニズムの現在』

若井文恵

彼女にとって政治は抽象ではない。党への盲従でもない。一進一退しながらも情熱をもっておこなった冒険だ。彼女は挫折も失望も

落胆も苦しみも味わった。落ちこんだこともある。が、つねに行動によって難局を切りぬけてきた。倦怠こそ真の敵であるが、彼女は倦怠を知らない。

ボーヴォワールが序文で評しているように、この自伝の著者イヴエット・ルーディは、正に行動の人である。缶詰工場のタイピストから大臣へ、という経歴のユニークだけでもこの自伝は十分に魅力的である。しかし、社会主義者とフェミニストの両立という困難な道を歩む彼女の、無防備なまでの誠実さは、この自伝を、功なり名を遂げた一女性の出世物語といったものとははつきり一線を画したものとしている。彼女は、女性の権利省の大臣となつてからも、一切の自己保身と無縁であつたばかりでなく、自分達が「アリバイ」の女性として利用されることへの警戒をゆるめなかった。彼女は確かに、労働者の娘から大臣になつた。しかし、常に、最も厳しい立場にいる者の為にあつても、一貫して誇り高き労働者の娘であり続けたというべきであろう。今日、女性の権利省はすでになく、彼女はその地位を追われた。が、片時も理論と行動とを分かつ事のない、率直で人間的なその生き方は、ともすれば、理論家と行動家が分離しがちな日本のフェミニズムの現在への、生きた批判ともなっている。

(朝日新聞社刊・一六〇〇円)

金森トシエ 共著
北村節子

『専業主婦の消える日』

—— 男女共生の時代 ——

菅谷直子

著者たちは永年、第一線で働いてきた退役及び現役の新聞記者。

専業主婦の数は年毎に有職女性に追い越されている。この勢いでは専業主婦の消える日もあるいはそう遠くはないかも知れない。

本書は第一章から第五章にわたり、第一章は「多様化した主婦群像」で現代主婦の多様化現象をえがき、第二章「主婦多様化の背景」として多様化の背景と社会参加の実態をさぐっている。第三章「主婦とは」時代と共に大きく変つた主婦について、企業側の「主婦作戦」、ME化の家事におよぼす影響を述べている。第四章「働く主婦は、いま」は再就職希望、人材派遣、MEによる新職業、パート問題など主婦が働くことと家族関係などを描く。第五章「新しい生き方を求めて」は企業社会の男性の実態を描き、思秋期は女性のみでない、と男女共生の時代の問題点をあげている。推せんした好著である。

(有斐閣刊・一一〇〇円)

マスコミへの運動

—これまで、これから—

中 嶋 里 美



マスメディアは男社会

『私たちは地球人』を出版して三カ月、すでに五〇通以上の感想文をいただいた。

大学四年生の女子から「私もやるぞ」と勇気が湧いてきた」、外国に長年住んでいた人から「私もサトウサンペイの漫画に抗議しました」とその文のコピーが送れられてきたり、「オニャン子クラブ、不謹慎な名前で大嫌いです。下らない実に下品な歌ですね。それを高校の文化祭や体育祭で使うなんて、呆れてものも言えません。」と藤沢の女性、「あの本を読んで自分あまりにも世の中のことに気をとめていなかっただと恥かしくなりました」と生徒の母親から……。

一〇月の中旬には二〇年前の卒業生から一通の感想が寄

せられ、「あまりの痛快さに一気に読んでしまいました。友人たちにも一読をすすめています。海外の友人たちにも訳してあげたいですね。先日もアメリカの友人に『どうして日本男性は電車の中で、ヌードマンガやヌードスポーツ新聞を広げているのか』とさんざん質問されました。」と書いてあった。同様なことは日本に滞在している外国人フェミニストからも言われたし、日本の週刊誌は必ず女性のヌードをのせるのはどういうわけかとニューヨークにいる妹からも質問されたことがある。

女を性的対象物とする姿勢がまだ日本のマスメディアには蔓延しているようだ。そして個が確立されてない多くの日本男性は女を容貌で評価したり、性的対象物とすることによって男同士の一時しのぎの和を作っているという情けない状態もある。

ともあれマスメディアの影響力は強いので女の側からどしどし働きかける必要がある。マスメディアを牛耳っているのは圧倒的に男達なのであるから。

「作る人、食べる人」後の運動

先日、中野区の婦人会館へ集会の打合わせにでかけたがそこでも「僕食べる人、私作る人」が話題になった。実行委員のAさんがあの抗議を聞いた時、なんとくだらないことに異議申立てをするのかと思ったが今はその意味がよくわかると語った。

今から一一年前の秋、私の所属する行動する女たちの会（一九八六年三月迄は国際婦人年をきっかけとして行動を起す会）がハウス食品工業へ抗議し、このコマージュルをやめさせる迄のマスメディアの反応はゆうに一冊の本になる。また別な集会である当時中学生だった人があのコマージュル抗議がどんなに自分にとって励みになったかを語ってくれた。彼女は何かの委員長や副委員長を決める時、女はいつも副ということに抗議していたが担任も級友も受入れてくれなかった、その時あのコマージュル抗議があつて救われたと。

このコマージュル抗議よりも一週間前にNHKに対しても放送の中の男女平等を求めて二、三項目の要望書を持って小野会長を訪れた。あれから一一年、朝七時のニュースも、ニュースセンター九時もアナウンサーは男女平等に扱

われている。あの当時は女のアナウンサーは全くのアシスタントで男のアナウンサーの言葉にうなずいたり、放送出来るのは天気予報ぐらいであったのだ。

そして今雑誌にも「ニュースキャスターは女の時代」と出ている。

さらにその年の一月三日にはNHKホール前で紅白歌合戦入場者に「女を従属物にする歌謡曲はやめて欲しい」というビラを配り、翌一月一日の新聞には私たちの抗議風景が報道された。歌謡曲の中の女のイメージを変える為、その後、集会を持ったり、作詞家のなかにし礼さん等とテレビで意見を交わしたりもした。

一九七五年こうして火ぶたを切ったマスメディアへの抗議はかなりの勢いで続けられた。

①一九七五年二月二五日

ヤングレディを告訴

②一九七六年一月一四日

少年雑誌における、女の描き方をめぐって集会

③一九七六年三月一三日

マンガ雑誌における女の性の描き方をめぐって集会

④一九七六年三月一五日

歌謡曲に描かれる男女像をめぐって集会

⑤一九七六年五月二五日

NHKドラマ「となりの芝生」の主人公の描き方への抗議

⑥一九七六年五月一七日

『ヤングレディ』の会への中傷に抗議

⑦ 一九七七年七月二〇日

『サンデー毎日』特集「女教師はヤッパリだめだ」に抗議
『女の先生はダメ』とは何だ／＼を組ませる

⑧ 一九七八年三月四日

朝日新聞「ひと」欄で資生堂社長の発言「子供以外、
のを作るのは男の仕事」に抗議

⑨ 一九七八年二月二一〇日

週刊朝日マンガ「夕日くん」毎日新聞マンガ「アサッテ
君」に抗議

⑩ 一九七九年三月六日

リンガフォンの性差別教材に抗議

⑪ 一九七九年一〇月二七日

ヤングレディ裁判和解

⑫ 一九八〇年四月一二日

NHK教育テレビ「亭主関白」に抗議し徹夜交渉、翌朝
一部カットし放映

⑬ 一九八二年一月二九日

12チャンネル「まいっちんぐマチ子先生」への抗議

⑭ 一九八三年二月一五日

朝日「フジ三太郎」への抗議

⑮ 一九八四年三月三日

鈴木健二著『気づくばりのすすめ』に書かれている女の役
割に抗議

⑯ 一九八四年五月二五日

講談社雑誌『モーニング』車内広告に抗議し次回の宣伝
ビラを数千枚廃棄させる

⑰ 一九八五年一〇月三一日

朝日新聞「マリオン」の広告「切り抜きすぎに御用心」
の女のヌード写真

これらはすべてではないが、一九七五年以来マスメディ
アに対して行った抗議行動や集会等の主なものである。こ
うした行動が世の中にどのような波紋を投げかけ、男女平
等の前進のためにどんな役割を果たしたのか考えてみたい。

行動をどう伝えるか

実は最近新聞記者に同行してもらえばよかったと思う事
件があった。

今年の九月三〇日総理府が行った「家庭、家族に関する
世論調査」結果の新聞発表に疑問を感じ総理府を訪れた。
発表された「洗濯、料理は妻の役割」は間違った報道であ
ることを確認してきたが、私達の話し合いを行った会議室の
隣りに男ばかり六名が働いている課があった。そしてその
壁に二メートルばかりの女性が片方の胸をはだけたポスタ
ーが貼ってあった。自分の部屋なら自由であるが皆の税金
でたてられた部屋にこのようなポスターを貼るのは一体ど
ういう考えなのかと迫りすぐはずしもらった。そしてそ
のポスターを欲しいと申し出たが「それだけは勘弁して欲

しい」と断わられ持帰ることは出来なかった。総理府のある参事官から聞いたのだが、市民があまり出入しない省庁では、職場にかなりこうしたポスターが貼ってあるという。一度点検にすべての省庁を訪れなくてはと思っている。

一九七五年の私たちのマスメディアに対する抗議行動は朝日新聞のS記者の協力も得てすべて報道され、それが次々と波紋をよび投書欄でもかなりの意見が交わされてきた。それは国際婦人年であったということも大いに関係があるがS記者がアメリカで異議申立てをする小多数者の運動を取材してきているという経験にも大いにあずかっている。

その後の行動についてはある場合には新聞にも報道されたが、必ずしもそれは多くはなかった。私たちは毎月一回の活動報告にその内容を書いたり、新聞や雑誌に寄稿することによってさらに多くの人に伝えてきた。

総理府のヌードポスターの件にしても、私たちが抗議してはがさせたこと、それに対しその部署の責任者の声や総理大臣の見解でも新聞に掲載してもらえば多くの人達に励ましを与えることが出来たと思う。その意味からも私達は出来るだけ新聞記者とよく連絡を取る必要があると思う。

運動の影響力

さて私たちが行ってきた異議申立て行動がどの程度の人達に支持され、どの位の変化があらわれたかは最も興味あるところだが、今の所はその調査も出来てない。ここでは

多くの人と接してきた中からの感触をお伝えしたい。最もわかりやすい変化は人々が毎日使う言葉の中にあらわれるので二つの言葉を取上げてみたいと思う。

私達が今から一一年前NHKに出した要望書の中に言葉についての項目があった。

女性差別の言葉について

ドラマ等で使われる言葉の中で女性差別をあらわすものは使用しないで下さい。やむをえず使用する場合はそれが差別後であることを十分知った上でお使い下さい。

女(男)らしい、女(男)だから、女(男)のくせに、女の子(成人女子に対して)はやめて下さい。

また次のような言葉は出来るだけ下のよう言いかえて下さい。

主人↓夫、つれあい、配偶者

ご主人様↓ご夫君、おつれあい様

嫁に行く、嫁をもらう↓結婚する

籍を入れる↓婚姻届を出す

父兄↓父母、保護者

この部分に対する週刊誌等の反応は「まるで言葉狩り」とか「女らしい」が女性差別の言葉? ヒステリックです

ね…」などで敵意にみちていた。ここでは「父兄」と「主人」の二つの言葉を取上げてみたい。

私の職場が学校であるので父母会等が時々行われ、その度に言葉がとび交う。

男女平等に意識的な人の中には「父兄」などと使う人は全くなく、意識的な女の人は必ず誰かが「父兄」と使うと訂正を求めている。組合員でも男女平等に関心を持っていない人は使わないが男でもあまり男女平等に関心を持っていない人は「父兄」を使う。しかし一、二度公の場で訂正を要求すれば、言葉を直すことが出来る。年輩で男女平等等には関心を示さず、いろいろな学習会にも参加しない人は何度注意されてもすぐ「父兄」と言い、次にすぐ「いや保護者か」などと言い直す。

言葉に対する緊張感や人間関係におけるそれと全く同じであるので、女から異議申立てをされ、それに答えていく力はその人の人間関係創造能力でもある。言葉のやりとりの中からその力がはつきりとみえる。私の場合は新任校長が来る度に校長室を訪れ、変えて欲しいという事が四月の年中行事になっている。管理職に男女平等教育を要求もしているが大体は一度もそういうものを受けなくて管理職についている人がほとんどである。

父母側でも男女平等意識のある人は決して「父兄」などとは言わないが、やはり大半はその言葉そのものの意味を考えたことがないというのが実態のようだ。

私達がNHKに対して要望した事を自分の身のまわりでいつも繰返さない限り、住みよくはならない。一一年前の私たちの行動で自らの言葉を変えた人はほんの一握りであると思う。

「主人」の方はどうだろうか。

先日中野区の婦人会館祭で「女ことは、男ことば」をめぐって討論会が行なわれた。参加者の中で自分のこだわっている言葉にあげられたトップは「夫をどう呼ぶか」であった。「うちの主人が」とは言いたくないが「うちの夫が」はスムーズにでてこないとか「うちの夫が」と言いにくいのなら「うちの鈴木」という風に姓で呼んだらどうか「つれあい」はどうかなどと活発に話され「対等な人間同士なのに主人はおかしい」という事が共通認識であった。私の周辺でも自分の夫のことを「主人」という人はほとんどいないが皆無ではない。いつかその友人とも話し合ってみたいと思う。

この言葉の対として男の方は自分の妻をどうよんでいるのだろうかも話題になった。「うちの家内」という言葉使用は実に不愉快だという声が女の人から上がったり、自分が夫の会社へ電話をかけた時「鈴木の家内ですが鈴木をお願いします」と言ってしまう、自分は働いていて家にはいないのにおかしいと思ったこと、男の人からは結婚の時どう呼ぼうかと迷ったが「うちのかみさん」がカッコイイので使ったと出された。

会の参加者は女性が八割男性が二割程度だったが言葉の問題を論じているうちに女と男の間にズレがでてきた。男の方からはこういう言葉の問題など「ささいなこと」で言葉の本質をやった方がいいのではないかという意見が出、女の方は日常生活でこういう言葉で悩んでいるのだという

切実さが出された。

差別されている側が「いやだ」と叫んだ時「いやだとは生意気だ」と言っている限り両者の豊かな関係は生まれるはずはない。「男女共同社会」という言葉が現在よく使われているが、両者をもっとぶつかり合う場が必要である。

ともあれ私たちが一年前週刊誌等でまるで非常識なことを提起しているかのように扱われたことが、会の参加者のぶつかっている問題と共通していたことはうれしいことだった。

抗議行動から作り手へ

懇話会のマスコミ分科会で小中の教科書の中の男女像についてチェックを始めたのはやはり今から一年前。その後全国各地に教科書の中の男女平等を求めるグループが生まれ教科書会社もいく分変わってきた。行動する女たちの会でも教科書会社をまわったり、教科書会社を呼んでの討論も重ねてきた。

しかし教科書に全く問題がなくなつたわけではないのだから毎年チェックは続けていく必要がある。同時に私たちがこれからの社会にふさわしい教科書作りをしていくことも大切だ。私と仲間の何人かは知人の紹介もあって一橋出版から高校生向けの英語教科書の執筆者に入ることが出来た。執筆者は男女半々で何度も討論を重ね、どの教科書よりも新しいイメージの男女を描くことが出来たと思う。こ

うした試みはあらゆる教科書で行なわれるようにしたい。

教科書会社の人にもどうして執筆者に女性がいなかったかと問うと、会議が夜おそく迄開かれるので無理という答えがよく返ってきたが、そんなことはどうにでもやりくり出来ることだということがわかった。教師として働いている女性には是非教科書執筆者として自らを売込んで欲しいと思う。テレビ、新聞等のコマーシャルについても異議申立てをしたり、ある場合には積極的に評価したり、改良案を提案したりしてかわっていく必要がある。神戸の吉田清彦さん等が「コマーシャルを問い直す会」を作って定期的にチェックしているのは心強い。

行動する女たちの会でもマスメディアのあらゆる分野の問題にかかわっていくつもりであるが、当面はスポーツ紙の中のポルノについて問題にして行くつもりである。

男性達が通勤電車で読んでいるスポーツ紙の最後の頁は「女≡性器」ということをこれでもか、これでもかと書き綴っている。日本を訪れた外国人もあまりのひどさに顔をしかめる。そんな新聞も満員電車の中ではイヤでも顔の前につきつけられる。私達ももっとさわやかな気分ですら乗りたい。その為にもスポーツ紙のポルノ欄担当者もよんで集会を持つ予定にしている。

私達一人ひとりの一通のハガキ、一つの投稿一つの発言がマスメディアの性差別を克服していく手段である。そして抗議のハウツーなどを交換しあう雑誌なども是非必要だ。

女の運動紹介

女性の手で始まった運動は、明治以来、そして、特に一九四五年の敗戦以来、数えきれないほどありますが、国連「婦人の十年」前後から、また未来へ向けて、新しい問題提起をする運動がたくさん生まれました。

「婦人の十年」の間、全国組織をもつ女性団体の連絡会としては「国際婦人年日本大会の決議を実行させる連絡会」渋谷区代々木二の二の十一、婦人会館内（〇三・三七〇・〇二三八）——本誌駒野論文参照——があります。ここでは、個人としての女たちが自主的に集まってつくった運動、しかも首都圏中心に活動しているグループをご紹介します。東京近郊にも、また全国各地にもまだまだユニークなグルー

プがたくさんあるので、紙数の関係で網羅できなかったことをお詫びします。会名の次は連絡先（府県名のないのは、すべて東京都）、（ ）内の数字は電話番号です。

△女性解放全般▽

国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会

一九八六年から「行動する女たちの会」と改称。新宿区荒木町二三、中沢ビル三階「ジョキ」内。（〇三・三五七・九五六五）——「婦人の十年」の間の主な活動は本誌中嶋・駒野論文参照——。

「婦人の十年」が終った時点で、新しい形で、より行動的に性差別をなくすための活

動を続けている。マス・メディア、教育、労働、理論、ほか数分科会がある。事務所のスペース「ジョキ」はいろいろな女たちの活動の拠点となっている。学習会、集会、抗議行動、出版活動など多様な形で活動中。機関誌「行動する女」は月一回発行。この会のメンバーが中心になってつくったパンフレットは「女の分断を連帯に」「女はこうして作られる——教科書の中の性差別」「翼をもがれた女の子——学校の中の性差別」「パート・タイマーの手引」「性差別にくさびを」などほか数点。『働く女が未来を拓——私たちの男女平等法』などの出版もある。

△教育▽

家庭科の男女共修をすすめる会

渋谷区代々木二の二の十一、婦人会館内。（〇三・三七〇・〇二三八、また、〇三・三二六・一三八〇、We書房内）

活動内容は本誌中半田論文参照。この会の運動が、マスコミや他の運動体もまきこんで、女子差別撤廃条約をたてに、「家庭科は女だけ」という制度を打ちこわしたと

は、日本「婦人の十年」の大きな成果である。会報が年四回発行されている。今後、教育課程の中に家庭科の男女共修がどんな形で盛りこまれるか、を監視中。

女性による民間教育審議会

新宿区矢来町五六、五六番館一階。(〇三・二六八・七九五八)。

一九八四年秋に、中曽根内閣がつくった臨時教育審議会のすすめる教育改革に対して、女性の立場、子ども、母親の立場からの教育改革提言を行うことを目的につくられた。世話人代表依萌子。一九八五年四月発足。審議メンバーは、幼・小・中・高から大学にいたる現場の教員、評論家、ジャーナリスト、学者など、二〇名あまりの女性。そのほとんどが母親として、育児経験をもつ。審議会は毎月二回以上開かれ、改革案を審議しまとめ、教育改革提言を行う。悩んでいる親、子どもたちの声を聞く、教育一〇番。審議会を最低二カ月に一度は公開して、傍聴者の意見を聞く、など、賛同者の輪を拡げて教育運動として展開されている。

すでに、「いま緊急になすべきこと」未

来へ向かって教育を変える」などの内容で中間提言を行い、公費で三年間高校就学ができる制度や、大学の入試改革などを含む二次提言の審議が進行中。教育改革提言のパンフの他、「女たちの教育改革」(国土社)を出版。

〈労働〉

鉄連の七人とともに、性による

仕事差別・賃金差別と闘う会

新宿区荒木町二六、中沢ビル三階「ジョキ」内。(〇三・三五七・九五六五、または(〇三・二七九・三六一一、内線二五四、佐々木映子宛)

一九七七年、鉄鋼連盟に働く七人の女性たちが起した裁判を共に闘うために集った女たちの会。鉄連の男女差別賃金と、差別賃金をごまかすために、専門職の女性を事務職に配転した仕事差別を告発して、七人の女たちが起こした裁判は九年間続き、一九八六年二月結審。会は、学習会、集会、裁判の傍聴、均等法反対デモなど、多彩な形式で活動。Feセブンの歌、というテーマ・ソングをつくって、苦しい裁判闘争に

もめげずがんばってきた。効力のある男女雇用平等法の制定を要求して、均等法成立に反対する運動にも精力的にかかわった。判決は、均等法施行後、初の性差別裁判として注目されていたが、一九八六年一月に出された。賃金差別部分は原告勝訴で是正を命じられたが、配転の部分は却下。均等法の効力が不十分なため、中途半端な結果になった。鉄建側は控訴を決めている。会報「女・輪・生きる」はほぼ月一回発行。

コンピュータと女性労働者を考える会

文京区本郷一の三三の三、東京プロダクツビル、日本婦人会議気付。(〇三・八一六・一八六二)

OA化の進行の中で働く女性労働者の問題を、女の側から告発していくことをめざして、一九八二年に発足。コンピュータ導入による労働強化や電磁波が母体に与える影響などを問題として、学習会や、抗議集会などをすすめている。会報「女・コンピュータ」はほぼ年四回発行。パンフ「コンピュータ・OAと女性労働者」七・一八集「会報告集」も発行されている。

△マス・メディア▽

子どものテレビの会 (FCT)

神奈川県葉山町長柄一六〇一の二七
子どもとテレビの関係を考え、また点検
することをめざして、鈴木みどり代表を中
心に一九七七年に創設。一九八一年から、
毎年テレビ診断を実施し、「テレビと子ど
も」「テレビと健康」「テレビと家族」「情
報化するテレビと主婦たち」「テレビと子
どもの人権」などの報告書を発刊。季刊情
報誌「FCT・GAZETTE」はテレビの
みならず、マスコミ界やマスコミ研究の新
しい情報を知る資料として役立つ。

コマーシャル中の

男女差別を問い返す会

神戸市灘区上野通七ノ一四吉田清彦方
男女役割という視点からのCM批評をめ
ざして一九八四年に設立。年二回、アンケ
ートにもとづくCMコンテストを実施し
「そろそろやめてCM」「なかなか好感CM」
を選定。「そろそろやめてCM」には「こ
ういうふうに変えてみたら」というコメン

トをつけるなど、提案形の運動を提唱して
いる。年二回、会報を発行。

わたしの映画祭実行委員会

渋谷区代々木四の二八の五東都レジデンス
四一〇(〇三・三七〇・六〇〇七)
一九七八年以来、女性監督のつくった映
画の上映運動を行っている。一九八三年に
は「すべす・えいがさい」をオーブンし
て映画の上映・貸出しを行う。「ドイツ青
ざめた母」「声なき叫び」「女ならやってみ
な」などは、いずれもこのグループが始め
て上映した。今年からビデオ部門も加わり
またミニコミ誌「えいがさいPRESSES」
も創刊。

△国際交流▽

アジアのわたしの会

渋谷区桜丘町一四の一〇渋谷コープ二一
一号(〇三・五〇八・七〇七〇、昼のみ)。
アジアの一員として、他のアジア諸国の
女性たちの実情を知り、また彼女たちと連
帯することをめざして一〇年前から活動中。
「買春観光」「戦争責任」「開発と女性」な

どをテーマに抗議行動のほか、毎年「女大
学」や合宿を開催。機関誌「アジアと女性
解放」はすでに一七号まで発刊されている。

アジア女子労働者交流センター

新宿区西早稲田二の三の一八の三四(〇
三・二〇二・四九九三)。
「メイドイン東南アジア」「アジアの片隅か
ら」などの著書をもつ塩沢美代子さんを中
心につくられた交流センター。機関誌「ア
ジアの仲間」には(年四回発行)毎号日本
企業で働くアジアの女子労働者たちの苛酷
な労働条件や生活の実態が紹介されてい
る。

タジュール・ドミティエラ

中野区弥生町四の三四の八飯島みどり方
ラテン・アメリカの女性の実情を知り、
彼女たちと連帯することをめざしている。
「ニカラグアへ医療品を送る会」に参加。
カンパ活動や、黒沼ユリ子チャリティー・
コンサートなどを行った。ラテン・アメリ
カの女性の生の声を翻訳紹介し、女性解放
運動の実情をつたえる情報誌「プレセンテ」
を年一回刊行。現在四号まで。

日仏女性資料センター

神奈川県茅ヶ崎市赤松町三の二九中島公
子方。(〇四六七・五二・五七六六)

フランスの女性問題に関する資料の収集、
保存をめざして一九八三年に創立。①資料
の収集・提供②研究③情報交換の三つの活
動を柱とし、精力的にフランスの女性事情
の紹介に当たっている。毎年研究報告をま
めて「女性空間」の名で発刊。これには日
本語・英語・フランス語の論文が多く掲載
されている。代表は林瑞枝さん。

〈反戦・平和〉

戦争への道を許さない女たちの会

文京区本郷一の三三の三、東京プロダク
ツビル、日本婦人会議内。(〇三・八二六・
一八六二)

本誌小川ルミ子論文に活動の内容はくわ
しく書かれている。

戦争への道を許さない

城北の女たちの会

板橋区徳丸一の一五九の十一の一〇二、吉
岡章子方。

前者の支部ではないが、連帯して戦争と
教育をテーマに学習・話し合いを続け地域
地域から平和をつくる運動をすすめている。
反戦マラソン・核廃絶運動の集会などにも
精力的に参加。ニュース「女たちは戦争へ
の道を許さない」月一回発行。

〈性・人権〉

82 優生保護法改悪阻止連絡会

新宿区荒木町二三、中沢ビル三階「ジ
ョキ」内。(〇三・三三三・四四七四)

一九八二年、優生保護法改悪の動きをき
っかけに、全国の反対運動のグループ連絡
会として発足。改悪を阻止した後も、個人
としての参加会員を中心に「女のからだは
わたしのもの」という趣旨で活動中。国や
社会が押しつけてくる人口問題や国策とし
てではない「女たち自身の身体のセルフ・
コントロール」の情報を交換したり、世界
のフェミニストたちと国際的な交流をし
たり、学習会を開いたりなど。一九八六年現
在、生殖技術の止めどない進歩に、女のか
らだの立場から歯止めをかける学習や、発
言の集会も開催。月一回、阻止連ニュース

「女のからだから」発行。

からだのおしゃべり会

杉並区天沼二の四四の二、森方。(〇三・
三九八・五五八〇)

森冬実さんを中心に妊娠をめぐる身体と
心のケアを女たちが力をあわせて行うこ
とをめざす。妊娠に関するフェミニスト・ガ
イダンス、避妊・中絶・女がかかりやすい
病気の予防や発見、準備出産などについて
話し合い、助け合う活動をしている。

売買春問題ととりくむ会

新宿区百人町二の二三の五 嬌風会館内。
(〇三・二六八・七三七四)。代表田中寿美
子他四名。事務局長高橋喜久江。

売防法成立以降、その行方を見守るため
つくられた「売春対策国民協会」と「沖繩
の売春問題ととりくむ会」が一九七三年合
併して「売春問題ととり組む会が結成され、
一九八六年「売・買・春ととりくむ会」と改称。
個室付浴場、買春観光問題などを告発して
積極的に活動。売防法や児童福祉法が、今
日の売買春を防止する上で不適応な部分
があるのでは……と研究にも取りくんでいる。

年六回(不定期)「売買春問題ととりくむ会ニュース」発行。

△その他▽

夫婦別姓をすすめる会

豊島区東池袋一ノ四五ノ十一、メゾン金子二〇二号(〇三・九八五・三三〇八)

一九八四年、夫婦の別姓を法的に可能にすることをめざして結成。「性に関する意識調査」の報告書を出したり、通称として結婚後も旧姓を使っている人たちの体験を聞くなどの活動を行う。一九八六年から通信を発行。各地に同種の会多し。

高齢化社会をよくする女性の会

新宿区新宿一の九の一、第三二宮庭M、八〇二号(〇三・三五六・三五六四)。代表樋口恵子。

一九八三年、来るべき高齢化社会の中で老人問題は、婦人問題でもある、という視点で結成された。地方にも多くの支部や会員を拡げて、精力的に老人問題の学習や活動を展開中。介護、老人ホームの実態、有料老人ホームなどの研究会や、集会、老人

ホーム・病院・家庭でカバーできない老人のための中間施設提言などのほか、年一回大規模なシンポジウムを開催。月一回の会報発行、自主編集のパンフも多数ある。岩波ブックレット「有料老人ホームどこがいよいかすみよいか」ほか会の活動から生み出された単行本もいろいろ。

(文責 井上輝子・駒野陽子)

原発と核をなくす女たちの会

永井喜子



今年四月二六日、ソ連のチェルノブイリ原子力発電所で起きた事故は、安全をうたい文句とする原発に事故故が起きることのショックと共に、放射能汚染の思いがけない広がりによって、世界中に原発のこわさをみせつけました。政府や原発関係者が早々と安全宣言を出したことも、かえってうさん臭さを感じさせます。

ホーレンソウが汚染された、牛乳も肉も危

い、子どもを戸外で遊ばせるな、などの断片的な情報におびえ、ではコマツ菜を食べて当座をしのごうか、などという笑えない反応もありました。母乳から放射能が検出されたことには大きな衝撃を受けましたが、八〇〇キロ離れた地域すら死の灰から免れられないことがはつきりしたのです。

折しも、フィンランドの女性四〇〇〇人が政府に抗議書を出し、「当局が原子力政

策を変更するまでは子どもを産まない。一九九〇年までに国内のすべての原発を閉鎖する」ことを要求したのは、次の世代を考える女の運動として示唆的でした。人口比から見て世界一の原発過密国（現在三三基が運転中。二〇三〇年には一二三基にする計画）の日本で事故が起きたらどうなるか、惨状と混乱は考えるまでもありません。事故の後、原子力政策の見直しを始めたヨーロッパ諸国に比べ、原子力推進の姿勢を変えようとならない日本政府に何とか働きかけをしなければ取り返しつかないことになる、との思いに駆られた三人の女たち（綿貫礼子、近藤和子、松井やより）の呼びかけで、『原発と核をなくす女たちの会』が生まれました。

第一回の相談会（六月二十五日）には二〇人以上が集まり、「八月六日のヒロシマデーに新聞に意見広告を出す。そのため一口一〇〇〇円以上のカンパを募る。意見広告を起点として原発と核をなくすための運動を続ける」ことなどが決まり、呼びかけ人一一三名が名を連ねて募金を開始しました。

それぞれの人脈を頼りに手を尽すかたわ

原発と核をなくす 女たちの意見広告

**10月26日、原子力の日に
女たちは発言します**

子どもたちに未来を!

【意見広告】
すべての原子力発電所の廃炉にむけて、政府の政策変更をせよ

日本だったらどうなる?
チェルノブイリ原発で史上最大の事故
原子力発電は安全でクリーンなエネルギーだ、と主張する人々もいるが、
実際には、事故が頻りに発生し、放射能汚染が広がり、
健康被害や環境汚染を引き起こしている。また、
原子力発電は、資源を大量に消費し、
廃棄物の処理も大変である。

子どもたちの未来を脅かすために、動き始めた原子力発電
を止めよう。女たち42名が10月26日の日に訴えます

原発も核もない世界をつくりましょう

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本橋三越本店5F
TEL: 03-3261-1111 FAX: 03-3261-1112

朝日新聞掲載の意見広告

ら、集会や学習会に出かけて趣旨を説明して回りました。そうした動きが、七月四日、一日の全国紙に紹介されると、連絡先の近藤方は、早朝から深夜にまで問い合わせや共感の電話に追いまくられ、手紙類も郵便受けがこわれるほど殺到しました。生活のすべてがこの運動で占められる数週間が続いたのです。

七月六日の同日選での自民圧勝が、平和や安全なくらしを願う女たちに無力感をもたらしていた時期でしたが、それだけに危機感も強かったのでしょう。意見広告への呼びかけへの反応にはそういう気持が籠め

られていました。妊娠中や子育て中の、人、廃棄物施設の設置を憂うる人、原発の闘いをすすめている現地の人、それぞれが、生命軽視、核正当化の政府の姿勢への怒りを書き綴り、さまざまな思いをこの運動に託していました。全国からのこうした便りは、一〇〇〇通近くにのびりました。

カンパを募るかたわら、七月二六日には東京の山の手教会で、シンポジウム「チェルノブイリ——広島 女たちは発言する」を開きました。第一回の会合から、ちょうど一カ月経っていました。

会場には、女子大生から七〇代の女性ま

で二五〇名を越す女たちが集まり、反核、反原発のために何が出来たかを話し合いました。会場に満ちた熱気は、あながち暑さのためばかりでもなかったと思います。

「唯一の被爆国という被害者意識から、次の世代に原発を残すという加害者意識をもつことが必要」と吉本トキ子日本被爆者団体協議会東友会理事は訴え、西独の反原発運動をしている女性は、「チェルノブイリ事故では、正しい情報が入ってこないため寝られぬ夜を過した」と語りました。また、山口県上関や新潟県巻からは山戸順子、大原八重子が参加、原発阻止の運動を女たちが担っていることを報告、支援を求めると同時に、女が動くことで世の中が変わる可能性をまざまざとみせてくれました。

さて、意見広告を載せるべく新聞社にあたってみましたら、その時点で集まったカンパではとても手が届かず、いわば、物量豊かなコマーシャルズに素手で殴り込みをかけるような現実、無念の歯がみをした時期もありました。しかし、そのうちカンパももうなぎ上りに集まってきて、とにかく『朝日新聞』紙上に半七段（紙面七段の横半分）のスペースを確保することができ

たわけです。

その後の予想を越える賛同者の増加により、最終的に、八月六日の『朝日』夕刊（一部地域で朝刊）、八月一五日に『毎日』夕刊（一部朝刊）一〇月二六日の反原子力の日を期して一〇月三一日号の『朝日ジャーナル』と、三回にわたって意見広告を出すことができました。新聞二紙の場合はスペースも少なく、主張も思うようにまかせなかった。『朝日ジャーナル』では、八ページを主張、ハミ出しスポット、イラスト入り情報、賛同者の氏名、経過報告と、せいっぱい活用しました。四〇五〇一人の名を記しました。しかも女性だけの意見広告は初めてのことだそう。準備の段階では、匿名希望者、男性とも七〇〇〇名近い氏名を整理しましたが、酷暑のさなか、かなり厳しい作業になりました。心労と疲労のために体調を崩した者もあつたくらいです。

運動の過程では、毎週一回の話し合いでは煮つめ切れない意見の相違もみられました。「政府に原子力政策の変更を迫る」「廃炉を要求する」と言っても、具体的な展望を示すところまで及びませんでしたし、運動の形や内容についても、必ずしも一枚岩

ではありませせん。違いを互いに認識した上で、理解し合うことを学ぶのも運動の大切な要素であることを再認識する場でもありました。しかし、それぞれ多忙な日常の中で、ハードなスケジュールをこなす熱意があつたからこそ、準備態勢も整わないうちに始めた運動がこれほどの成果をあげられたのでしょ。

八月二九日付の『朝日新聞』の世論調査によれば、はじめて、原発推進反対が賛成を上回りました。すべての世代で、反対する女性の率は男性を上回っています。これは女性が今回のチェルノブイリ事故にそれだけ敏感に反応したことを、女が変われば原発を止めることも夢ではないことを示していると思います。少なくとも、今回の意見広告を通じて、都会の反原発の女たちと原発現地の人々は、互いに顔の見える関係になりました。そこに、今後、女たちが運動を広げていく鍵があるでしょう。

会の連絡先

¹⁾ 東京都墨田区立花一―二七
一五一九一四

（電話〇三・六一三・八四〇二）

今、何かしなければ

戦争への道を許さない女たちの連絡会

小川ルミ子

はじめよう

六年前の七月、大平首相の急死にとまなう衆参同日選挙で自民党が圧勝、一気に軍国主義化を強める政治状況に危機感をもった十数人の女性たちが秋一〇月「今、何かしなければ」という焦りにも似た思いに駆りたてられるようにして集まり、話しあい、十数人がまた自分の友人によびかけ、よびかけあって一週間の間に二〇〇人のよびかけ人が募られ、さらに話しあいが重ねられ、そして太平洋戦争開戦の日の前日、一二月七日に渋谷の山手教会で「戦争への道を許さない女たちの集会」が開かれたのです。大きな組織や政党がリードするのではない、草の根の女たちのまったくの手づくりの運動です。とくに「男性主導型の今までの平

和運動がともすれば党派や組織の主張に引きずられて分裂してきて力が弱められてきた。女たちの運動はそれを克服していきたい。各自が個人の責任で参加し、持てる力を出しあい、平和への女たちの連帯をつくりだそう」と話しあいました。さまざまなか場でそれぞれの活動をしてきた女たちがこの集合準備の過程で初めて知りあい、語り心をひとつにして協力しあい、せいっぱい動きました。二〇〇人の女たちの名前が刷りこまれた集会よびかけチラシが女たちの手から手に渡り、広がっていきました。

「戦争への道を許さない女たちの集会」

当日、七〇〇人の会場に二二〇〇人が参加して会場は超満員、熱気にあふれかえりまして会場は超満員、熱気にあふれかえりまして。よびかけ人を代表して中島通子さんは

「政治の動きが急速に進んでいるなかで、女性がバラバラの形で戦争に組みこまれてうとしている。今、具体的に何かしなければ間に合わないかもしれない。今日を第一歩の出発点として、同じ思いをいだきながらもバラバラになっっている女たちが結果、行動を起していこう」とよびかけました。

もろさわようこさんは「私は一二月八日、太平洋戦争の始まった日、一六歳だった。国民精神総動員運動の中で、この戦争こそ正義の戦い」と思いこまされ、ならされ、まさこまれていった。天皇制のもとに生きることを真理に特攻隊に志願していく同級生の男たち、敗けたら死ぬのが皇国女性、日本の女のあり方だと思った。八月一日、天皇の「詔勅」で支配者側に一体化して涙を流した。軍国主義の奴隷だった。人間の魂、精神を収奪されることが一番恐ろしい。沖繩に行った時、敗戦を本土の側からしか見ていなかったことに気がついた。今また天皇が糾弾もされずに登場し、再び国民を戦場に連れこもうとしている。私たちは体験を生かし得ていないのではないだろうか。平和憲法を唯一の手がかりに生きてきた私たちは、身をもって戦争への道に反対していく」

と訴えました。集合の後、すでに夕闇のせまる師走の街に女たちの長いデモ行進が近づきました。手に手に風せんやプラカードをもって、皆少し興奮して、となりあった人と年来の友のように語り、またこもごもの思いにひたりながら……途中で帰る人もなく、デモが終っても立ち去りかねる女たち——。びっしり書きこまれたアンケート用紙が八〇〇枚も残り、次の行動につながっていききました。一週間後の夜、今後のことを話しあうために再び集ってきた女たちが百人を越え、さまざまな意見交換の後、「戦争への道を許さない女たちの連絡会」が発足しました。規約や会則で固めた組織とせずゆるやかな「連絡会」とし、節目節目に行動していくなかで地域に広げていく、ということになりました。

以後、五月三日の憲法記念日、八月一日の敗戦の日、一二月八日の太平洋戦争開戦日を節目に共同行動をつづけてきました。その時々の問題や女性の課題を取りあげながら、皆で知恵を出しあい、能力を生かして創意工夫をこらした集会やデモでアピールしてきました。この間に東京では世田谷、杉並、城北、ねりま、文京、調布、下

町の会、さらに千葉や横浜、湘南、埼玉……と戦争への道を許さない女たちの会が次々に誕生し、独自の活動を行なってきたります。

「反戦マラソン演説会」

ここで八月一日の「反戦マラソン演説会」に少しふれたいと思います。八一年八月一日を前に、女たちが街頭でそれぞれ自分の言葉で「反戦」「平和」を訴える、それも一人が長く話すのではなくできるだけ多くの女性がリレー式に話すようにしよう、午前一〇時から午後七時までのぶつとおしの「反戦マラソン演説会」としてよびかけました。準備する方もどうなることかと思ひながら「八月一日、ひと言しやべつて」とよびかけあつて当日、大型宣伝カーの上には色とりどりの風せんやのぼり、パネルといっしょに女たちが鈴なりです。真夏の太陽が照りつけるなか司会の吉武輝子さんの第一声にはじまり、紀平悌子、中村紀伊、樋口恵子、俵萌子、十返千鶴子、下重暁子、青木やよひ、高木敏子、北沢洋子、永畑道子、澤地久枝、戸川昌子、山崎朋子さんらよびかけ人のメンバー、地域の

女たちの会で活動している人、北富士や三里塚の女たち、反原発、反基地でたたかっている女たち……それぞれの場でごんばっている女たちが次々とマイクをにぎり、新谷のり子さん、吉岡しげ美さん、グループどくだみは反戦の歌を。炎天下を女たちは反戦の思いを語り、平和の行動をと代る代る訴え、六〇人の女性が話しました。長い夏の日があつという間に過ぎてようやく暮れる七時、宣伝カーと広場が一体となつて手をふりあつてそれぞれの地域に別れていきます。「反戦マラソン演説会」、初めは「どんなことをするのか」と聞かれながら、また街頭で宣伝カーの上からマイクでしゃべるなんて初めての人が多かったはず。でも二回、三回を続けるうちに八月一日、渋谷ハチ公前の女たちのマラソン演説会は「恒例」になっていきました。一方、右翼の妨害は年々激しくなり、また初めは見過していた警察も圧力をかけてくるようになりました。通りがかりの右翼の宣伝カーのイヤがらせには歌や手話、広場を埋めた女たちの拍手で対抗してきましたが、近年は次から次とやってきて妨害。警察もひっきりなしにおどしすかして、やめさせようと

し、歩道や広場にかざったパネルや手づくりリボンなども強制的に撤去するという有様です。ですから時間もだんだん短かくなってしまい、この二年は午後の四時間足らずになってしまいました。今年はとくに初めから終りまでびったりと右翼の宣伝カーが並び、ポリウムいっばいではがなりたてつづけました。そのなかで八七歳の沖縄・ひめゆり同窓生の金城芳子さん、池田理代子さん、富山妙子さんらが理性的に、そして心をこめて訴えました。このようにひどくなる妨害に今年はどうしたものか、場所を変えようか、やり方を変えようかなどと話しあっていますが、今年は無党派日選挙の自民党庄勝、というなかで女たちの気持は「やろう、声をあげつづけよう」と六年前と同じようにひとつになりました。

これから

これを書いている現在、一月八日に向けて「女から女へ、いま反戦の意志を12・7集会」の準備に入っています。今年も屋内で石垣綾子さん、北沢洋子さんのお話を聞く予定です。軍事費GNP一%枠突破、SDI、国家秘密法……戦争への道は進む

ばかり、と無力感にとられることもしばしばです。けれど、女たちが自発的に起こした手づくりの反戦運動が少しずつ地域に広がってきていることもまたたしかです。つちかかってきた女たちの友情と連帯を大切に、そして一人でも多くの女性に反戦の火種を広げていくためにさらに力をあわせていきたいと思っています。

澤地久枝さんが病身をおしての講演で語った「今まで女たちは幸いにして戦争を自ら進んで引き起す主役とならなかった。けれどこれからはそうは言い切れない。私た

ちは世界中の人々、国々の先駆者として、人間同志が話しあい、平和のうちに生きる理念を貫いていかなければならない。今の反動的な動きに対して、その人達のものに突きささったものが飲みこめない、やっかいな、太い太いものになりつづけていく」という言葉を最後にしたいと思います。



アジアの女たちのネットワーク

フェミニズムと第三世界

船橋邦子



女たちの連帯：日本一絵・杉本美津子

はじめに

国際的な女たちの会議に出かけた。日本の女たちが、第三世界の女たちの発言と、その視点に触れ、「南北問題」への開眼の契機となったという話をよく耳にします。私も例外ではありません。恐らくこれは国内にいて、性差別と闘っている女たちにも、第三世界、とりわけ近いアジアの国の女たちの真実の姿が見えてこない構造が存在するためでしょう。眼を開けていても見えてこない頭脳の働きに操作されているかともいえます。しかし国連が世界の女たちに提供した会議は南と北の女たちの出合いの場となり、両者の間に意識の大きなズレがあることを認識させる場と

もなりました。このズレは「国連婦人の十年」の間に質的にも量的にも変化してきたと思われれます。八〇年以後、急速にすすむ資本の「国際化」多国籍同等の第三世界への支配の強化は、それぞれの国の父権制と結びつき、女たちの貧困化、商品化、性への暴力という形で、抑圧がより一層深まっています。この状況に対応し、北と南の女たちも「開発」の意味を問う中で、ズレは次第に消失しつつあり、国際的なネットワークが誕生しています。小稿においては、アジアの女たちのネットワークづくりに参加している立場から(一)ネットワーク形成に至る過程、(二)その過程で討論された内容、(三)その存在の意味と今後の課題について述べることにします。この小稿がフェミニズムに第三世界の視点をどうとり入れるかの問題提起となればと願っています。

(一) ネットワークづくりに至る過程

国連婦人の十年の幕明けである「メキシコ会議」は開催地が第三世界であったせいもあり、高度工業国の女たちに多くの問題を提起する場となりました。その日のミルクさえも買うことのできない貧しい女たちの姿に「マチズモ」に象徴される男性中心社会で抑圧された女たちの実態は日本から参加した女たちにより経験として語られ、あらためて「南北問題を考える機会となりました」。「私たちには開発の問題をぬきにしては平等を語るなどできない。先ず食べていくための問題解決が最優先されるべきだ」と彼女たちは「平和」や「平等」に主要な関心を寄せる北の高度工業国の女たちに訴え、衝撃を与えました。メキシコ会議に出席した松井やより氏は、この訴えに対し、アメリカを中心とする西洋のフェミニスト達の反応は鈍く、国連婦人年の三大テーマ「開発」「平等」「平和」の中で、「開発」に対する南と北の女たちの意識に大きなズレが明らかに存在していたと指摘しています。北の女たちはジェンダー、男文化を形成した価値観の転換を問い、女の身体への支配からの解放が運動の主流でした。日本において、第三世界の女たちの提起、すなわち「南北問題」を日本の女たちの運動にひきつけて考え、その視点で運動や研究に携わった先駆的存在として北沢洋子氏や松井やより氏がい

るが絶対数は圧倒的に少ない。北沢洋子氏は一九七六年に「平和運動―その軌跡」(ジュリスト増刊特集号No.3)の中で、南と北の女たちの出会いは一九六〇年三月八日国際婦人デーを記念した「世界婦人会議」だったと書いています。アルジェリアの民族解放闘争の支援を他の国々の女たちに訴える女の声に「第三世界の女たちの運動は民族解放闘争と一体化している」と北沢氏はこの時初めて認識したとあります。しかしこの北沢氏の認識は一九八五年アジア女性会議、ナイロビでの「南北問題」の女たちの認識には大きな差異がみられることは断っておかなければなりません。アメリカのフェミニストの一人バーバラ・パリスは一九七一年「第四世界宣言」の中でアルジェの戦いを支援したフランス・ファンは民族解放闘争が民族の独立の名の下にいかにかの抑圧を隠蔽してきたか、また歴史的にその役割を果たしたかを指摘しています⁽¹⁾。しかしメキシコ会議でも、五年後のコペンハーゲンでも性差別の問題以前に国家間の支配、被支配の関係があり、その闘いの中にこそ、女の平等の道もあるという考え方は第三世界の女たちの考えの主流をなしていました。世界の半分が飢えている問題を、またその現象を生み出している新植民地主義を告発し、「開発」のもつ意味を参加者に問いかけてきました。メキシコ宣言の前文一四項には「世界の大多数の婦人に影響を与えている不平等の問題は、低開発の問題と密接に関連しており、しかもそれは不適当な国内構造ばかりでなく、世界経済制

度の根本的な不公正の結果として存在している。」⁽²⁾と述べられています。女性への搾取を低開発の問題と関連づけ、新国際経済秩序の確立を女の解放の戦略として描き出したのです。ここには北側の女たちの、帝国主義、新植民地主義の根底には性差別、セクシズムが存在し、有史以来あらゆる差別の根源であるという考え方との相違が明確に示されています。

コペンハーゲンでの中間会議NGOフォーラムに参加した私は、ウイメンズ・スタディーズ・インスティテュート主催の「開発途上国における女性学研究」に出席しました。

その分科会でナイジェリアの女性が「なぜ開発途上国の私たちが研究の対象とされるのか」との疑問をはさみました。北の女たちが、南の女たちを対象とした研究は「調査する側」「調査される側」の「知的搾取」の問題として、南の女たちから拒否されても当然のことでしょう。またアメリカの女性による国際的ネットワークの呼びかけに対しても「誰のために、なぜ必要なのか」という問いが第三世界の女性からなされ討論になりました。コペンハーゲンの会議においても、メキシコ同様に新国際経済秩序が第三世界の人々にとっての結束のためのキーワードとして使用されていました。恐らくメキシコでもコペンハーゲンでも、国連の世界会議の舞台は南と北の女たちが、女の問題への視角にズレがあることを認識する機会となったことでしょう。と同時にそこに出かけた日本の女たちは、第三世界の文字

に書かれていない歴史に、また活力に溢れた、情熱に満ちた第三世界の女たちの姿に圧倒されたことでしょう。そして西欧の視点に立脚する日本という国に生きる自己を、日本を、第三世界から相対化して捉え直す作業を迫られたのではないかと思われます。しかし、この作業から何かを新たに生み出していくのは、容易なことではありません。一九八二年カナダのモントリオールで開催された「女性についての教育と研究国際会議」がアジアのネットワークづくりの場となりました。この会議はコペンハーゲンでの前述した、「女性学研究」の分科会が契機となり、その延長線上でもたれたものです。主催者は世界で唯一の女性学部をもつコンコルディア大学で、日本からは日本女性学界のメンバーが六名（私を含めて）参加しました。その期間中アジアの地域分科会がもたれ、女たちの運動の力となる経験と情報の交換のため、地域のネットワークの必要性が確認されました。AWRAN (Aran Women Research and Action Network ・アジアの女性の研究と行動のネットワーク) と名付けられた、このネットワークは差別され、抑圧されてきた女性たちの解放にむけての研究と行動の架け橋となることを設立の目的にしています。もちろん草の根の現実に基づいた研究と行動であることが前提です。個々一人ひとりの女たちの主体性を基礎にして、個人が、またグループが網の目のようにネットワークを張りめぐらし、相互交換しながら、運動へのエネルギーを培っていくのがネット

ワーキングの狙いでしよう。この種の世界的なネットワークはわたしたちの間で次々誕生しています。その中でとりわけ歴史が古く、国際的に役割を果しているネットワークを二つ紹介しましょう。一つはメキシコ会議以前から存在したネットワークの中から生まれたニューヨークのインターナショナル・ウイメンズ・トイビューン・センターです。

もう一つはローマとジュネーブに本部をおくフィシスという情報ネットワークです。この二つのセンターは草の根運動の中から生まれ、財政的基盤も、階層的構造をもたない志向の下で大きく成長し、世界のわたしたちに情報の伝達、相互交換をする役割を果しています。「従来のマス・メディアを否定し、上から下への情報流通から、草の根の情報を分かち合い、特に欧米の女と第三世界の女の相互関係を重視し、南から北への情報流通ネットワークに重点をおいた⁽²⁾」ものです。AWRANもすでに存在するこれらのネットワークの趣旨にそって、アジア地域に誕生したものです。事務局はフィリピンのダバオに置かれることになり、情報交換としてニューズレターを発行することが決まりました。一九八五年にはフィリピンのAWRANの会員がコーディネットをして、ナイロビに向けて四月二三日から二七日にかけ「アジア女性会議」が開催されることになりました。

雑記帳

幼なじみのお父さんが亡くなった。

その人は植木職人をしており、保険の外交をする妻と三〇年以上共働きをしてきた。簡単な食事の仕度や洗濯、掃除など、六三歳という年齢には珍しく何でもできる人だった。その当日、彼(H氏)は、掃毛して玄関から茶の間に声をかけ、お手洗いで発作を起こしてそのまま帰らぬ人となった。声をかけたまま姿を現さぬH氏に、家族は「たぶん洗濯ものでも干しているのだろう」と考え、出迎えもしなかった。

葬儀に列席した初老の男性は「かわいそうだ」と言う。その人に拠れば、H氏の妻は「やることもやらず仕事なんかして、家のことも彼に押しつけ勝手な人だ」ということになる。また「男の気持ちの解らない人」で、H氏はその妻の「犠牲者である」とも。

このような感想の背景には「外へ出て仕事をする勝手な妻とかわいそうな夫」という図式がある。またこれが、一般の男性が考える「女性解放」像なのかもしれない。が、彼らに欠けているのは、賃労働をし、しかも家事を一人で背負わねば、というイデオロギーに縛られた女の立場への想像力であろう。さて、どんな戦略をたてようか……。 (ま)

(二)「アジア女性会議」で討論された内容

開催地ダバオはマニラから飛行機で約一時間五〇分の所に位置し、かつての日本軍の侵略・戦さの地ミンダナオ島にあります。多くの尊い生命が奪われ、血塗られた島は今なお戦いは終わらず、少数民族であるモロ族のゲリラの地となっています。血なまぐさい、男たちの戦いの歴史とは対照的にも、私が空港に着いた日はブーゲンビリアの真紅の色が四月の陽ざしに眩しく、その鮮やかさと静寂さが悲しい現在につづく歴史を忘れさせてくれるかのようでした。休日でもなく真昼というのに、働きざかりと見える男たちが上半身裸で、うつろな眼でベンチに腰をおろしている光景は、肉眼で見ただけに衝撃的でした。「貧しさ」がいたる所に満ちているといったら良いのでしょうか、会議の場は島内一のホテルで先の光景とは別世界でした。この会議は七月のナイロビでの世界会議NGOフォーラムに政府報告書とは異なる草の根の報告書を提出するためのものでした。出席者は南アジア、東南アジア、東アジアそれにオーストラリアなどの太平洋地域を含め一五カ国三五名、オブザーバーを入れ六〇名。出席者は大学教授八、ジャーナリスト六、フリーライター六ソーシャルワーカー三、その他。“Asian Women Speak Out!”会場の演壇に掲げられたスローガンは、かつて耐えることのみで、声を出すこと

のなかったアジアの女たちが初めて集団の声をあげたことを示していました。各国のレポートは(1)平等、平和、開発を三大テーマとする国連婦人年は女たちにとのようないんパクトを与えたか、(2)政府主導の女性問題に対する政策の評価、(3)それに対する草の根の女たちの運動の評価を中心にまとめられていました。各国の歴史、文化的背景は多様に富み、それは国家と国家の間だけではなく、国内においてすら多様性に富んでいます。インドネシア、マレーシア、スリランカなど大半の国においては少数民族はより抑圧されています。岡倉天心がかつて語ったように「アジアはひとつ」では決してないのです。しかし各国のレポートは、この二〇年間、「開発」「援助」の名の下で推進されてきた多国籍企業の進出、資本の国際化がいかに南の女たちの搾取、抑圧を強めてきたかの告発が中心をなしていました。文化、宗教の異質なこと、歴史的背景の違いなど資本にとっては無関係であるかのように、むしろ以前に存在した村の秩序や農村家内工業を破壊する形ですすめられてきました。より安い労働力、豊かな資源を求め、利潤追求する資本の論理は、この一〇年間(特に日本の場合)は八〇年以降急速に海外投資型企業が増加していますが、国家の境界を越え、地球規模で貫かれてきました。中曽根首相の「国際国家」「資本の国際化」という言葉が表わしている現象です。ともかく会議でまとめられたアジアの女たちの共通項は(1)おしなべて貧しい。(2)政治的に無権利な状態に置かれている。

(3) 女がモノ化、商品化され、売買の対象であること、(4) 女性の性への暴力の増大、(5) 増加する売春（特に少女売春など）(6) 国を離れた出稼ぎ女性：などがあげられます。これらは個々分離した問題ではなく全てが、「開発」「援助」の名の下に、国民の自由をも保障しない「独裁政権」の「多国籍企業」との癒着の結果に他なりません、先進工業国の論理、価値観に基づき近代化を西欧化と同義語とする考えに依拠してすすめられている「開発」の帰結でしょう。それぞれ国の農村の秩序、伝統が壊され、村から人々は都市へと移り、都市はスラム化され、貧しさの中で女たちは家を離れ、国を離れ、自らの肉体を商品化していく、その図式がいつのまにか公式化されています。このような「開発」に対して全ての、そこに参加した女たちは怒りをこめて「ノン」の声をあげていました。さらに反近代化Ⅱ反帝国主義政策をとり、イスラム教のリバイバルズムに基づいたイランでは、それは同時に女性への反動化政策でもありました。このような宗教のリバイバルズムは父権制を強め、焼かれる花嫁、男女産み分けの技術に殺到し、女の子なら中絶することや妻への暴力が報告されました。しかし、マレーシアやタイでは男性の暴力から避難するための緊急ホームが設立され(3)抑圧をはね返す女たちの力は確実に大きくなりつつあります。このような女たちをとりまく状況をお互いに認識したのち、今後のアジアの女たちの活動の共通テーマとして「女性の性に対する暴力」が決まりました。夫婦

間暴力、レイプ、ポルノグラフィ、国家による人口政策とその現象形態はさまざまですが女を男の「性の植民地」とする点では共通しています。またこのキャンペーンの決定はコペンハーゲンでの南の女たちの意識、すなわち民族解放闘争と女の解放との一体化からの大きな変化を示しています。男性と一体化した民族意識より、抑圧された性としての女であることの連帯感の方が国の枠を越え、強まりつつあることをその場は明らかに示していました。事実、会議の中で、アジアにおけるフェミニズムとは何か、が今後のアジアでの活動の戦略として重要であるという考えからは討論がありました。その結果はアジアの女たちは(1)ジェンダー(性)、(2)階級、(3)男文化、(4)国家の四重の支配を受けている。その支配の基底には父権制があり、その父権制への挑戦こそが今後のアジアの地域における女たちの闘いであるとまとめられました。(4)の国家支配は民族抑圧というより、多国籍企業と結びついた政権が支配する国家を意味しています。以上が「アジア女性会議」で討論された主たる内容であり、この報告書をベースにナイロビにてAWRAN主催「アジアの女性の告発」と題する分科会が開かれました。ナイロビの報告は私が参加をとりやめたため、出席した方の伝聞、活字になったものから得た知識しか持ち合わせていません。「コペンハーゲンではアジアからの参加者が極めて少なく、参加者も草の根の女たちではなかった」という私の発言に友人のジャーナリストから次のよ

うな答えが返ってきました。「それがナイロビでは、アジアの私たちの活躍が本当に著しかった。二一世紀は『女の時代』であり、『アジアの時代』ね」

(三) アジアの私たちのネットワークと今後の方向

AWRAN事務局からナイロビ会議以後、フィリピンのアキノ政権樹立など激動の中で、事務局の動きが一時停止を余儀なくされていた。という趣旨の手紙が最近手許に届きました。

一刻一刻が貧困と抑圧との戦いである私たちの生きる姿を、物質のみの豊かさの中で生きる日本の私たちはどこまで自分の眼で凝視できるのでしょうか、いや、この表層的な豊かさは永続するものではありません、八〇年以後、日本経済の国際化は急速にすすみ、経済成長率年一四パーセント、世界一の債権国となった日本は、『集中豪雨』のように海外現地生産を進行しています。貿易摩擦の対応としての海外現地生産は現地の労働力への搾取を強め、一方では国内の産業の「空洞化」をもたらしています、国内の中小企業と零細企業のしわ寄せは必ず、日本の女たちへのシワ寄せと結びついています。

日本企業の多国籍企業化は世界の経済構造、その動きを左右する程強く結びつき、北の国同士の企業の再編成をしつつ、南の国との垂直分業体制を強化していく動きとなっ

てあらわれています。このような『資本の国際化』という経済状況の中では、日本のフェミニズムの運動はますます国際的なネットワークづくりを求められることでしょう。第三世界の女の視点、南北問題の視点を、女たちが自分や自分の国の問題として捉えていくことが今、最も必要とされることでしょう。具体的な行動としては(1)アジアを知ること、(2)アジアを自分の眼で捉えること、(3)その上で私たちの出来る「援助」とは何かを考え、「開発」ではなく「発展」に転換する方向性を第三世界の女たちと共に研究し、追求していくことでしょう。

「日本にいては見えてこなかったアジアがアメリカに来て、初めて見えて来たようです。」

交換留学生として、アメリカ東部に滞在する高校生から、こんな手紙が届きました。白人が大半のアメリカ東部で有色人種としての、自己を初めて意識しようです。脱亜入欧で近代化を成功させた日本は、明治以後一貫して欧米の価値基準を自らの尺度として使用してきました。アジアを知るためには、この尺度を相対化させ、さらには第三世界の視点へと転換させて初めて真実の姿が眼に映ってくるのではないかと思えます。(2)のアジアの現実を自分の眼で捉えるために、今後AWRAN・JAPANではネットワークを利用し、私たちのオータナティブな旅と交流の場を企画していきたいと考えています。三年毎に一回「アジア女性会議」を開こうという話し合いの下で、一九八八年には日本

でのその会を開く準備を、今後進めていく予定です。(3)の「開発」「援助」の問題ですが、私たちは今ヨーロッパ、オーストラリアで進められている「開発教育」市民運動としての「第三世界運動」から多くを学べるように思います。オランダのNOVIBやイギリスのOXFAMを初め、ノルウェー、スウェーデンなどでは「どのような開発に協力するか」「援助はどのような形で、どのような人々に使われているか」など、市民ぐるみの運動のようですが、松井やよりさんの筆で朝日新聞紙上に報告されました。「食卓に一人のお客様を」という呼びかけで、主婦が中心となり、一人分の食費を貯金し、援助の一部にしているということです。先述した「アジア女性会議」開催に向けての資金援助はノルウェーNORAD、スウェーデンのSARECカナダのキリスト教の団体などによるもので、世界一の債権国日本からは全く援助はありません、もちろん、この事は女の運動主体の形成と無関係ではないという自己への反省をこめて伝えています。

国内の中曽根首相の動きは「資本の国際化」と相反する日本民族の統合のために天皇在位六〇周年記念式典、皇国史観教科書の検定パスの問題、靖国参拝など天皇制を押し出し、国民の管理化が進行しています。物の豊かな、金満国日本の女たちはこの状況の中で、他のアジアの女たちとは対照的に、その多くは日本を他のアジアから相対化することもなく、「日本に生まれて良かった」と、その思想の

空洞化を披瀝しています。男とのセックスを拒否すれば、ジャパゆきさんにとって代わり、家事労働も第三世界からメイドさんが輸入され、安い労働力を拒否すれば、アジアの他の国に輸出加工区が増えいくと友人の活動家は日本の女たちの闘いの今日の位置を嘆きます。日本経済が歴史の大きな転換点に立ち、地球規模で企業は活動をする現在、それ故にこそ、それはね返す女たちの国境を越えたネットワーク、そして運動が強く求められています。最後にAWRANのメンバーが多数参加し、マレーシアのクアラランプルに事務局のあるAPDC（アジア太平洋資料センター）の女性資料センターでは最新のアジア各国の女たちの研究、活動などの情報を集め、文献目録、イソース・キットの作製を進めています。私も日本のコーディネーターとして参加し、一六のテーマ（例、女性と健康、女性と平和）について日本の女たちに関する情報を、英語で書かれたもののみを集め、文献目録を作成しました。来年中には刊行の予定です。別の機会にこの報告をしたいと思えます。

注 (1) Donovan, J. "Feminist Theory" Frederick Ungar Publishing

Co., p.144, 1985.

(2) 国立婦人教育会館主催国際セミナー「情報に関するシンポジウム」

(3) タイ「抑圧されている女と子供のための緊急ホーム」

マレーシア「女性援助組織」一九八二年設立

怒るインドの女たち——レイプ

鳥居千代香

(帝京大学・城西大学女子短期大学非常勤講師)

インディラ・ガンディー暗殺後

最近の集団によるレイプ事件でもっとも犠牲者の数が多かったのは、一九八四年一月三十一日のインディラ・ガンディー暗殺後の暴動のときである。ヒンドゥー教徒の首相をシーク教徒が暗殺したことに怒ったヒンドゥー教徒たちは、復讐のためにシーク教徒の家を襲った残酷な殺戮がくり広げられ、何千人もの死者を出した地区は貧しいシーク教徒たちが密集して住んでいるところだった。

こうした地区の一つ、トリロクプリ・ブロック32・34の住民たちの避難キャンプに行ってみた。

キャンプにはおよそ五〇〇人の主に未亡人と幼い子供たちが避難していた。彼女たちの夫や兄弟は残酷な方法で殺された。主に一家の稼ぎ手が虐殺の対象にされたのである。

キャンプに入ると私はたちまち未亡人たちに周りを取り囲まれ、その数はふくれ上った。彼女たちは目に涙を溜めて話した。

「ドアをノックするので開くと、ヒンドゥー教徒たちが入ってきて、夫を布袋に押し込んで口を紐でしばって、油をかけ、生きたまま焼き殺してしまった」

「私の夫は助けてくれと手を合わせているのにスクーターからひきずりおろされて、油をかけられ焼き殺された」

「なたで殴り殺された」

私は友人の家の周りの光景を思い出した。ほんの少し前までシーク教徒が住んでいた、黒焦げになった空っぽの家並、家の入口の鉄の扉をなたで切られているところもあった。

「女の人は殺されなかったのですか」とたずねると、一人の女性が、ヒンドゥー教徒たちは女は殺さなかったが、年齢に関係なく女・子供を強姦したといった。

別の女性は傍らの小さな少女を指差していった。「こんな小さな子供まで」、「みんな強姦されたことを黙っているけど」。

私たちは他の男の妻や娘をレイプすることで、その男たちへの反感を示すのである。

男性の場合、何人の女性と関係を持って罰せられないが、女性はたとえレイプされたものであっても、社会から非難され、アウトカーストになる。妻は夫に家を追い出され、娘は不浄で結婚ができなくなる。レイプされて生きていく者に対して、大切な処女を奪われるよりは死んでくれたほうがよかったのという考えの人たちもいなくはない。

犯罪の性質上、大多数の事件は記録されない。しかし記録された数によると、近年特にレイプの数は増加している。一九七六年三八九三件、七七年四〇五六件、七八年四五八件、七九年四三〇〇件、八〇年五〇二三件で七一年の二四八七件と比べると著しい増加を示している。

新聞を開いてもレイプの記事に事欠かない。

「二七歳の少女、一六人の男に強姦される」、「ティーンエイジャーが三歳の少女を強姦する」、「強姦された少女、生命を絶つ」、「デリーで未成年者が強姦され、殺害され

る」、「既婚女性強姦され、殺害される」、「集団強姦を突き止める」、「警察官による集団強姦」……

インドには、「性病や結核に苦しむ男性はひじょうに若い処女とセックスすることで健康を回復できる」という送信が一部にある。このためばかりではもちろんないだろうが、若い少女のレイプも多い。

「一歳半の少女、おじに強姦される」（「ヒンダスタン・タイムズ」一九七九年一月七日）、「二歳の少女強姦される」、「一〇歳の少女強姦される」……

警察官によるレイプ

インドでは市民を守るべき立場の警察官は名もない人たちにとって脅威となっている。そして警察官によるレイプ事件が目立つ。

土地の問題でもめていたビハール州のハリジャン（不可触民）の村が一九七九年二月三一日午前三時ごろ二〇〇人の警察官に包囲され、眠っている村人たちは襲撃を受けた。村の男たちは村の外に逃げたが、逃げ残った女たちは既婚、未婚を問わず、年齢に関係なく、警察官たちに集団で強姦された。一〇代の少女で強姦された後、腔にこん棒を入れられた者もいる。男たちが近くの村に助けを求めたことに怒った警察官たちは村に火をつけたのである。

この村の女性たちのように、社会の最下層のハリジャンの女性たちへのレイプ事件は多い。上のカーストの者たち

から、不浄で触れると汚れるといわれてハリジャンたちは差別されているのだが、強姦となると一番犠牲にされるのはハリジャンの女たちだ。

集団によるレイプとしては、ダコイット（強盗）によるものも多い。自分たちの権利を要求し、社会不正に怒る男たちも女たちの権利を犯すことは気にしない。

マトゥラー事件

警察官が警察署に拘留中の女性をレイプする事件も少なくないのに驚く。インドで一番有名なのが、一九七二年三月二六日におこったマトゥラー事件だ。

事件はこうだ。推定年齢一四歳—一六歳（彼女は自分の年齢を知らない）のハリジャンのマトゥラーは両親を小さいときに亡くし、兄のガマと暮らしていた。二人は人夫をしており、マトゥラーは、よく行っていたヌシという女性の家で彼女のいとこのアシヨクと会って、恋人同士になり、一九七二年三月二六日に彼と結婚することに決めた。兄のガマは、マトゥラーがヌシと彼女の夫ラクスマンとアシヨクに誘拐されたと警察へ訴えた。

警察官バブロの命令で訴えられた三人、ヌシとラスクマンとアシヨク、それにマトゥラーは午前九時ごろマハーラーシュトラ州のチャンドラプールの警察署に連れてこられ、供述書がとられた。その後バブロはみんなに帰るように、そしてガマにはマトゥラーの年齢を証明する出生証明書を

持ってくるようにいってから、夕食のために家へ帰った。警察官のガンパットとトゥカラムがその場に残った。ガマとマトゥラーの手を取って、いっしょにくるようになる。

裁判所でのマトゥラーの供述によると、ガンパットは彼女を警察署の裏にある便所に連れていった。彼は下着を脱がせて、懐中電灯を照らしてマトゥラーの性器をいじった。彼も強姦をしようとしたが、ひどく酔っぱらっていたために目的を果たすことができなかった。

この間、ヌシもガマもアシヨクも警察署の外で待っていた。警察署の電気は消され、内からカギがかかっていた。

彼らが警察署の裏口からトゥカラムが出てきたときマトゥラーについて聞くと、もう帰ったといって去って行った。その後すぐにマトゥラーが出てきて、ガンパットに強姦されたことをヌシたちに話した。ヌシはマトゥラーを医者に連れて行き、医者に事情を話すと、警察に届けるようにとアドバイスされた。

家に帰っていたバブロが呼び出され、マトゥラーの供述を取った。そして次の日の三月二七日に医者がマトゥラーを診断した。

医者は彼女の性器が損傷されていないと診断した。彼女の服とガンパットの服には精液がついていた。

この事件で地方裁判所はマトゥラーが強姦されたのではなく、警察官との性交に進んで同意したのだとして、警察官たちに無罪の判決を下した。マトゥラーがボーイフレンド

ドのアシヨクと性体験がすでにあったため、また彼女が警察署の外にまで聞こえるほどの叫び声や泣き声を上げなかったため、これを同意ととり、強姦されたと裁判官は信じなかったのである。

事件は上告された。そしてボンベイの高等裁判所は、「地方裁判所の裁判官は、同意と受動的な服従の差異を識別していないという誤りを犯している。マトウラーのその時の状況を考慮しなければならぬ……マトウラーが性欲を満たすために被告人たちを誘拐したということはありえない……」として地方裁判所の判決を取り消した。そしてガンバットは五年、トゥカラムは一年の禁固刑が下された。

しかしである。これが最高裁判所ではまた逆転し、ガンバットもトゥカラムも無罪になり釈放されたのだ。裁判所はマトウラーの体に傷がついていなかったことを、「性交が平和な情事」の証拠としてみた。そして強く抵抗したというマトウラーの証言を嘘とみなした。

インドは「浄」、不浄」の意識が強く、女性には「浄」を要求する。そのため女性は結婚前に処女でなければならぬ。処女でない場合は、それだけで不道徳、ふしだらとみられる。人間性も否定される。

マトウラーが処女でなかったことで、レイプされることを望んだ、セックスを望んだとられた。望まなければ性器に傷がついているはずだというのである。処女でない女は悪い女で、結婚をしていないのに一人の男にセックスを

することを許したのなら、他の男たちにも同意を与えるだろうと裁判官は考えたのだとインドの女たちはいう。

レイプ事件の裁判の場合、強姦者の弁護士たちは必ず、女性の過去男性経験の有無、経験がある場合は女性が不道徳だと強調し、レイプも同意であったにちがいないとやっきになって申し立てる。

もちろん、最高裁判所のこのような判決にインドの女たちが黙ってはいなかった。

この判決に抗議して、四つの大学の四人の法律学者、ロティカ・サルカール、ヴァスダ・ダガムツール、ウペンドラ・バクシ、ラグナス・ケルカールは最高裁判所長官に公開状を出した。

「インドの最高裁判所は警察署の中で、二人の警察官に毘を仕かけられたとき、一四歳や一六歳の少女がタイミングよく助けを求めて声を上げることができるとおっしゃるのですか。ケガの跡を十分に残すだけ格のよい警察官たちに激しく抵抗をしつづけることができるとおっしゃるのですか。その傷あとがなければ、激しい抵抗がなかったとおっしゃるのですか。

マトウラーの体ではなく、ガンバットの体のほうに、瓜で引っかけられたり、噛まれたりしたマトウラーの抵抗の跡を調べるべきではないでしょうか……」

マトウラーの裁判の結果、インド中の女性の団体も抗議の声を上げた。裁判のやり直しと、「レイプ法」について

のパンフレットを作り、新しいレイプ法を要求した。こうした運動の中から、ボンベイで一九八〇年に「フォーラム・アゲインスト・レイプ」現在の「フォーラム・アゲインスト・オプレシジョン・オブ・ウイミン (FAOW)」が誕生した。

警察署で警察官による強姦だけでなく、病院で患者が病院関係者にレイプされる。入院している女性がベッドの上でレイプされるのだ。女性や子供を保護すべき施設、バスや汽車を待っているとき、映画館からの帰り、刑務所で看守から、地主が小作人を、雇用者が労働者を、あらゆるところで、ハリジャンの女性だけでなく、あらゆる女性が犠牲になっていく。年齢も一歳から五歳の幼児から、もっとも多いのが一六歳くらいから二五歳くらいまでの女性だ。

都市でレイプが多いのだが、いなかでもハリジャンの村の女性たちが集団で襲われるだけではない。いなかにはトイレがなく、やぶや畑に入っているのだが、このとき村の女性たちがレイプされる。

事件の尋問に行った家で女性たちだけがいるのをみて、彼女たちをレイプした警察官たちもいる。

レイプされた場合でも、女性がその気にならなければレイプされることはない。レイプされるのに女性側も同意したのだと社会からみられる。訴えにも証拠不十分でレイプは無罪になってしまう。

プレミラ・クマリという二三歳の女性が三人の大学生に

強姦されたときもそうだった。最高裁判所は、「彼女の体についている暴行を受けた跡が不十分である。彼女は成熟した女性で、性交の経験もあり、助産婦である。彼女は妊娠していること、強姦されると流産することを知っていた。このような条件の下であれば、彼女が激しくできるかぎりの抵抗を当然しなければならぬ」として、三人を無罪にした。彼女の体に抵抗を示す跡が十分についていなかったのだ。彼女が激しく抵抗をしなかったとされたのだ。さらに判決には「もし彼女が強姦されたのなら、すぐに（四日後にはではなく）流産は避けられなかっただろう」と付け加えがあった。プレミラは強姦の四日後に流産している。

レイプ法修正

被害を受けた女性を保護することにならないレイプ法修正を政府に要求して女性たちは運動をつづけた。一九八二年には女性団体がインド中でレイプに対して抗議した。女性団体の圧力政府はレイプ法を調べるために委員会（女性よりも男性の数のほうが多かったが）を設けた。

結果的には女性団体が要求した修正案の多くはしりぞけられたが、一九八三年一月にレイプ法は修正された。主に修正されたのは次の点である。

(1) 強姦に対する二年から最高七年までの禁固刑が、終身刑にまで下げられた。

(2) 拘留中の強姦の証明の義務が犠牲者から被告人に移さ

れた。それまでの法律では、女性が強姦を申し立て、証明しなければならなかった。

(3) 警察官、公務員、刑務所、病院、少年院、女性や子供のための施設で職員がその立場を利用して、敷地内で女性と性交を持つことは強姦でなくても処罰される。

(4) 一二歳以下の少女に対する集団あるいは個人による強姦は一〇年から終身の刑で罰せられる。

(5) 犠牲者の名前、身分、所在の発表を禁止すること。これを犯すと二年の禁固刑か罰金が課せられる。もし裁判官が犠牲者の許可がないなら、すべての強姦についての裁判は非公開で行わなければならない。

レイプ法の修正を要求してきた女たちが一番怒ったのが、(5)の修正である。裁判官かまたは犠牲者が書かれることを認めなければ、事件は報道できないことになった。それまで新聞や女性団体が事件について書くことで、レイプ事件に対して人々の意識を高める役割を果たしてきたのに、それができなくなったのだ。レイプ法が修正されたのも、マトゥラー事件の判決の後、ロティカ・サルカールなど大学の四人の法律学者が人々の注意を喚起し、インド中の女たちが抗議の声を上げたからだ。

しかしレイプ法も法律が修正されたからといって、レイプ自体はそう簡単にはなくならない。

レイプ事件をみると、集団による強姦の場合は、上のほうの地位の警察官まで加わるといわれている。単独の場合

は、給料が安い上に長時間勤務で労働条件がよくない、地位の低い警察官が多く、強姦も彼らの生活の中の不満のけ口になっている。

またインドは全体的に保守的である。男女の交際も自由でない。結婚も自由にできない。ヒンドゥー教徒たちは同じカーストの者と結婚をしなければならず（これがまだ一般的な考えだ）、ふさわしい相手を見つけないがむずかしい。ダウリーのない女性とは結婚できない（それを許す親はそんなに多くはないということだ）。男性は両親が彼の社会的地位に合う相手を見つくるまで結婚できない。

村から都市に働きに出ている男は村に妻を残してきている。失業中や結婚できるだけの十分な収入のない多くの男たちにとって、結婚は遠い将来のことである。貧困から男たちはイライラし、欲求不満を持っている。

スラムのようなどころでは一部屋で家族全員が寝起きするので、子供たちは幼いときから両親のセックスを見て育つ。そして早くから女性に対して関心を持ち、セックスに好奇心を持つようになる。

また内に強い欲求不満をかかえた男性の欲望を刺激するようなエロティックな場面や強姦シーンをこれでもか、これでもかと思わせるメディア、特に娯楽映画にも強姦へと男性を駆りたてる原因がある。

現在インドでレイプの問題はダウリーと並んで大きな問題だ。

入会のおさそい

日本婦人問題懇話会(Japan Women's Forum)は、一九六二年四月創立以来、二四年余の歴史をもつ研究団体です。

女性問題について特定の政治的・思想的立場を強制することなく、研究討論し、その成果を機関誌会報に発表したり、フォーラムを開催してきました。

創立当時は少なかった、女性問題研究グループは、国際婦人年をきっかけとして数えきれないほどになりました。今や女性問題は新たな変容を遂げつつあります。そして私たちの日本婦人問題懇話会にも新たな飛躍が求められています。心ある方々の御入会と活発な御参加をお待ちしております。

活動紹介

活動・事業

一、例会

毎年4回公開で開かれる例会では、テーマを定め、会の内外からの講師に問題提起をしてもらい、それを受けて活発な討論がなされます。女性をめぐる政策や理論、運動など、ホットな情報がとび交う、ウイメンズフォーラムです。

◆ 85年の例会では——
—— マスコミに描かれる女たち 4・5

NHK 秋山登代子

女性雑誌研究会 飯野扶佐子

◆ 女が職場から撤退すると 7・19

女性史研究者 加納実紀代

△ ウイメンズフォーラム '86

—— 生命科学と女たちの未来 ——

PART I 11・1

◆ ここまできた生命操作

三菱化成生命科学研究所 米本昌平

◆ フェミニズムと人工生殖

評論家 青木やよひ

PART II 11・8

◆ 産むことをめぐる法律はいま!!

弁護士 金住 典子

◆ 医療技術からみた生殖技術

産婦人科医 丸本百合子

PART III 11・15

◆ フェミニストたちの選択

日仏女性資料センター 林 瑞枝

◆ 出産—問われる—女の選択—

“わいふ”編集長 田中喜美子

二、懇談会

会員が相互に研究や情報を交流するために、随時懇談会を設けています。

三、分科会

会員の日常的な研究活動は、5つの分科会があり、月1回程度集まって、報告討論が成されます。'86年末現在、以下のテーマで行なわれています。

◆ 女性論分科会

ボーヴォワール『第二の性』を読む

◆ 社会福祉分科会

老人と若者のコミュニティー

◆ 労働分科会

Information

人材派遣業の女子労働者の仕事と生活に関する調査を読んで

◆女性史分科会

『祖母・母・娘の時代』読書会

◆マスコミ分科会

マスコミに描かれた女性像

四、会報誌発行

毎年二回発行する会報誌には、例会や懇談会で発表された研究成果を中心に、分科会の活動報告、会員の研究論文やエッセイ、書評などが掲載されます。

五、その他

女性に関する諸問題のために必要な資料収集、読書会などをしたり、また研究成果の出版、他団体との交流なども随時行います。

会員には事務局からニュースが送られ、分科会や例会の予定などをお知らせしています。

会員・会費

一、正会員（この会の趣旨に賛同し、活動する方）

既刊会報

発行年	No.	特集	定価
1975	23	男女の平等について	在庫無 350円
1976	24	現代の婦人運動論	在庫有 350円
"	25	性別役割分業思想をめぐって	在庫無 350円
1977	26	雇用における男女平等	在庫有 350円
"	27	女性解放と社会保障	" 350円
1978	28	家事労働の評価について	" 350円
"	29	国連婦人の10年に向けて	" 350円
1979	30	女の自立と子の人権	" 350円
"	31	女性の自立と家庭	" 350円
1980	32	性差別の撤廃について	" 450円
1981	33	性差別撤廃条約と中間年世界会議	" 450円
"	34	女性解放の軌跡 —山川菊栄先生追悼号—	" 450円
"	35	教育の荒廃を考える	" 450円
1982	36	海外の女性問題	" 450円
"	37	望ましい雇用平等法とは	" 450円
1983	38	高齢化社会と女性	" 450円
"	39	エスカップ地域会議に向けて	" 450円
1984	40	偏差値教育と女性	" 450円
"	41	家族の未来を考える	" 450円
1985	42	女性の自立と子どもの未来	" 450円
"	43	変わる女子労働	" 450円
"		ウイメンズフォーラム'84記録集	" 500円
1986	44	フェミニズムの射程	" 500円
"		ウイメンズフォーラム'85記録集	" 500円

ご注文は、当会事務所まで

●入会金 1000円

●会費

中央会員 月額 700円
地方会員 月額 400円
学生会員 月額 400円

二、賛助会員（この会の趣旨に賛同し、資金援助を下さる方）

●年会費 1口1万円（何口でも可）

●既刊会報22冊セット 8500円（送料含）

（6カ月分前納）

●誌代 1冊5000円

（5冊以上1割引、10冊以上2割引、送料実費）

★正会員・賛助会員には全員に、会報誌を毎月2部無料で配布します。
三、読者会員（会報誌を継続的に購読なさる方）

出口なし？

—前号を読んだ感想から—

大学院生 諸橋 泰樹

前号の会報(44号特集「フェミニズムの射程」

金井・若井・山根等)の三論考からばくが読み取ったものは、現今の産業主義一辺倒の経済下部構造に対する批判、それとリンクする人間生命・地球を脅かす近代テクノロジへの強い危機感であった。経済・テクノロジによる「開発・発展」と「平和」は相容れない、それは周辺部を従属させる構造的暴力である、という理論に我われは多くを学んだが、三論考はそれを学んだばかりとも重なり合うところが多かった(これは、田中氏のコメントとも対立的に関わるものであろう)。

しかし、女性が「最後の植民地」として開発され、晚期資本主義を正統化するための延命策にと込まれぬ「戦略」は、どのように可能なのであろうか。例えば国家のイデオロギー装置として諸制度に「保障」をゆだねてよいものか(人間は他律的になり、管理されるだろう)、「保障」をさせつつしたかに内側から切りくずしてゆくか(「ズラす」行為も結局はシステムに組み込まれるだろう)、「保障は一切拒否する」という「戦略」に出たものか(大多数がそのような行動をとるとは、現実問題として思われぬ)、「反動化」が危険だ。「出口なし」からの「希望」も前号に見出したかったとも思う。

原稿募集

次号の会報は「生殖技術と母性」を扱う予定

次号から、広く読者の方々にも誌面作りに参加して頂きたいと思ひ、原稿募集をします。

内容は、女性問題をある視点をもって取り上げたものなら、論文、エッセイなど、どんなスタイルでもかまいません。具体的には、

- 一、論文など 四〇〇字五〜八枚程度
- 個人、グループ研究などの論文など
- 二、エッセイ詩など 四〇〇字二〜五枚程度

身のまわりでおこったできごと、映画や本を読んでの感想、インフォメーションなど

三、声(ボイス)その他

本誌論文等を読んでの御意見、反論、感想なども募集します。

尚原稿の取捨選択は編集部させて頂きます。

締切り 86年4月末日

宛て先 日本婦人問題懇話会・会報編集係

「ソフト化」のなかみ

マスコミ分科会 秋本 雅代

本誌44号秋山氏の「マスコミの送り手の実態と受け手の意識」は、メディア内容の軽薄短小化と受け手の保守化がうまくリンクされている様子が、マクロなデータによって明らかにされており、たいへんおもしろく読んだ。

これらの中で昨今の人びとの意識は「ソフト化」の方に偏りつつあり、「全体的人間(像)」としては、バランスを崩しつつある——と警告されているように思えた。送り手—受け手の共犯関係では

あろうが、硬—軟両面を具有した全体性を持った人間像こそ、目指されるべきものであろう。(ソフト化に極さすのは並大抵のことではないが——)また、軽薄短小化の典型例として、今や5誌体制となった写真週刊誌やテレビのワイドショーが挙げられるが、これらで展開されるソフトは、何か「囁き」の眼的な眼を世間(受け手)から仮託されたかのようにふるまう、個人の私生活などのハードな暴露でしかなく、必ずしもソフトではない。人びとの生活を簡単に管理化の方向へ向かわせる画一化された(囁き)引きの視点をバラまいていようにも思える。これらのハードさのなかみも、我々が見究めなければならぬものだろう。

編 集 後 記

。二一世紀まであと一三年、この間になにをなすべきか、国際婦人の十年の運動と成果を総括してみたいと思いました。そのうえで二一世紀への効果的な戦略を考えたいという願いで本号の特集を組みました。

。しかし、考えてみますと、婦人問題とは単に男と女との問題にとどまらず、社会や人間そのものにかかわってくる非常に複雑な問題です。

。科学の進歩はとどまることを知らず、一体、人間それ自身どう変るのか、社会はどうなるのか、まったく見当もつきません。しかもその変化の激しいこと、「化石人」は混惑するのみです。

。それだけに勉強の必要を痛感します。
。読み易く、魅力ある体裁にするため、秋本雅代、

鈴木陽子、柴洋子氏など若い会員に編集のお手伝い頂くことになりました。一層のご支援とご愛読をお願いします。
(管合)

。歴史ある女性問題研究誌の本誌の編集に携わらせて頂くことになり、たいへん光栄に思っています。諸先輩方の業績をはずかしめることなく、勉強させて頂きながら取り組んで行くつもりです。

。また、本誌各論文の報告にあるように、女性問題に取り組むグループ・学会などもたくさんあり、これらの情報交換の場になるような、幅広い人たちに読まれる誌面作りを目指したいと思っています。よろしくご指導のほど、お願いします。(秋本・鈴木)

日本婦人問題懇話会会報 No.45

発行日 1986年12月20日
発行所 東京都新宿区新宿 2-9-1
第31宮庭マンション802号

日本婦人問題懇話会
(Japan Women's Forum)

電話 03-352-4956
郵便 東京 021134 番
定 価 500円 (〒 200円)

日本婦人問題懇話会趣意書

戦後二十年を経て、日本婦人の地位も昔にくらべれば向上したものの、根本的には未解決の問題が多く、それらはみな今後、私たち婦人自身の手で解決されていかなければなりません。たとえ憲法に、民法に、労働基準法に、それぞれ男女の人としての平等の権利が規定されていても、現実の社会では、事実上、あるいは多くの職業や地位が女子に対してとぎされておき、あるいは追い出し離婚があやしまれず、あるいは同一労働差別賃金が当然のことのようにおこなわれており、低賃金、長時間の労働とそれが婦人や子供の心身、家庭生活に与える影響そのさげがたい結果である売春制度の問題、社会保障制度の不備と生活難の問題など、すべて戦前からもちこしの問題が深刻な姿をそのまま伝えて、解決の見とおしはついていません。にもかかわらず、民主主義と平和、人権擁護の現行憲法はその存在を危くされようとしています。

私たちはさしあたって、同志相より、そういう勉強の機会をつくりたいと思いたちました。

戦後、まじめな学術的研究と、実践的経験とをつんだ婦人が多くの方面に進出してきましたが、そういう人々と婦人大衆との結びつきは十分でなく、ともすれば一方は象牙の塔にかくれ、他方はそういう専門家の知識、経験を活用し、その助言を得る機会を与えられずにあります。私たち少数の有志は、及ばずながらもくらかでもこのすきまをうめて、私たちの地位全体を左右する政治や社会制度の現実にもつき、正常な知識をえて、ものごとを判断する基礎をつくり、婦人の政治、社会意識を高める上に役だちたいと思えます。

そこでそういう婦人同志の間に連絡をとり、協力しやすいうちに、婦人問題懇話会をつくることを思いました。そのしごととは、

一、婦人の地位の向上と社会の進歩に役立つような調査、研究をすること。

二、志を同じうする婦人同志の間に連絡をとり、知識を交換する機会をつくること。

三、研究発表のために、報告会、座談会、講演会を開くこと、報告書の出版など。

四、この会の目的が右のようなものであり、また会員が多方面にわたり、身分職業などの関係もあるので、政治活動は個人の自由にまかせ、直接の行為目標のそとにおかれること。

日本婦人問題懇話会規約

第一条 本会は婦人の地位の向上を図るに必要な調査研究をすることを目的とする。

第二条 本会は日本婦人問題懇話会 (Japan Women's Forum) とし、事務所を東京都に置く。

第三条 本会は下記の事業を行う。

一、各種婦人問題につき調査研究をすること。

二、志を同じうする者と連絡して知識を交換する機会を作ること。

三、研究報告会、座談会、講演会の開催、研究報告書の出版等。

四、その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第四条 本会の趣旨に賛同し、会費を納入する個人は会員となることができ、会員は任意に退会することができ、

長期にわたる会費滞納者及び止むを得ない事由があるときは、総会の出席会員の決議により退会させることができる。

第六条 本会はつぎの機関をおく。

一、総会 本会の最高機関であり、一年一回開催し、会則、活動方針、財政、役員などの決定を行う。

二、幹事会 総会の決定にもとづいて日常活動を企画、執行する。

本会はつぎの役員をおく。

一、代表 (一名) 総会で選出され、本会を代表する。任期は二年とする。

二、幹事 (若干名) 会員の中から総会で選出され、幹事会を構成する。

任期は一年とする。

三、事務局長 総会で選出され、日常業務を執行する。任期は二年とする。

四、会計監査 総会で選出され、本会の会計を監査する。

(各役員は再任は妨げない。)

第八条 例会は三カ月に一回開く。例会は一般参加者を含む公開のシンポジウムとする。

第九条 分科会は必要に応じて設置する。会員はいずれかの分科会に加入して調査研究に従事する。

第十条 新たに会員となるものは入会金千円を納め、会費 (半年五円) を納める。但し地方在住のため直接会の活動に参加できないものは地方会員とし、学生は学生会員として会費は各々月額四百円とする。なお、会の内外から賛助会員を募る。賛助会員は年会費一〇二万円 (何口でも可) を納めるものとする。

第十一条 本会の経費は会費・寄附及び事業収入によってまかなう。

第十二条 この規約を改正するには、会員の三分の一 (委任状を含む) 以上出席総会において、その三分の二以上の賛成がなければならない。

叛乱のすすめ 18章

定価 1200円

女たちは地球を

三井マリ子・中嶋里美・坂本ななえ

「行動する女たちの会」に属し、それぞれ自分流に生きる三人が、鋭く、時にユーモアをまじえて性差別社会を告発している。女性を「性的な対象」として扱う広告のはんらん、男子から始まる学校の出席簿、職場での賃金格差など具体例をあげ、「男女平等」はうわべだけで、実態は男性中心の社会に異議を唱える。そして現状を打破するには、女性がもっと社会に進出し、自分を変えようとにも、身近な男性を変えていく努力をしなければならぬと提言。
(朝日新聞・86年9月7日評より)

●ケンカの仕方にジョーブな心臓
もひとつおまけに度胸と愛嬌

わたし、女性管理職です。

脇田直枝編著／東京銀行、ダイエー、カネボウなど
19人の女性管理職が語る奮戦記！
1100円



本社／東京都新宿区市谷薬王寺町26 学陽書房 営業局／東京都千代田区富士見1-7
電03-341-9131(代) 電03-261-1111/振東7-84240

不二出版

〒113 東京都文京区本郷5-28-3
電話03(812)4433 振替 東京6-94084

全巻完結！

婦人新報

全60巻
別冊1

日本基督教婦人矯風会 編／復刻版

本誌は日本基督教婦人矯風会の前身である東京婦人矯風会の機関誌の一九五八年(光春防止法施行の年)までの復刻版である。一八八八(明治二一)年四月の創刊以来、誌名は『東京婦人矯風雑誌』『婦人矯風雑誌』『婦人新報』と変遷している。本誌の復刻により、女権運動の先駆であり、かつ継続的な活動をした矯風会の記録を見直し、権利をかちとるための日本の女性たちによる、長い闘いの軌をたどることが出来る。

- 推薦 一番ヶ瀬康子・高橋喜久江・田中寿美子・松尾尊允
- 菊判・上製 総約30,000頁／別冊 解題(五味百合子、総目次 揃定価60万円／分売不可(別冊は分売可))

廃娼・婦人参政権運動実践の記録

戦後婦人界の動向

●市川房枝監修・婦選会館発行、B6判・1500円 丁250

湘煙選集 全4巻

自由民権期に活躍した女性民権家岸田俊子(湘煙)の選集
第1巻 評論集(鈴木裕子編解説) 第2巻 文学集(鈴木裕子編解説) 第3巻 日記(大木基子・西川祐子校訂・編解説) 第4巻 研究文献目録(鈴木裕子編解説)
推薦 絲屋寿雄・井上輝子・田村紀雄・水田珠枝
●A5判・各巻3600円 丁300

明治初期の三女性

●復刻版
相馬黒光著・鈴木裕子解説、四六判・3600円 丁300
中島湘煙 若松賤子 清水紫琴

日本キリスト教 婦人矯風会百年史

8000円

(財)日本キリスト教婦人矯風会編集

一八八六年に創立、百周年を迎えた矯風会の一世紀の歴史。社会的に男性と対等な存在と認められなかった女性、とりわけ虐げられた底辺女性の人権確立のために闘いつづけたその歩みは、日本の女性史・社会史の貴重な第一次資料となる。
〈もくじ〉 世界矯風運動のはじまり／創立期の矯風会／日本婦人矯風会の成立／大正デモクラシー期の運動／矯風会の婦人参政権運動／国際協調の流れのなかで／十五年戦争期／戦後の再建／売春防止法の成立まで他 A5判・一〇八〇頁

資料 女性史論争

3500円

●「論争シリーズ」第3回配本・2月初旬出来予定
古庄ゆき子編集・解説

一九七〇年代の女性史の方法に関する論考や、いわゆる女性史論争、八〇年代にかけての女性解放の原理にかかわる論争の争点を明らかにし、女性史研究の暗迷をのりこえる書。

〈シリーズ内容〉 * 既刊(一)内編集・解説者 定価各3500円

資料 母性保護論争 * (香内信子)

資料 戦後母性の行方 * (鈴木尚子)

資料 明治啓蒙期の婦人問題論争 (山口美代子)

●第六回山川菊栄記念婦人問題研究奨励金受賞！
政治と台所 秋田県女子
参政権運動史

2200円

グレゴリー・M・フルーグフェルダー

一九三〇年代初頭、「婦選は台所から」をスローガンに保守色こい秋田を、「日本一婦選県」といわしめた活動を、博搜した地元資料で実証。詳細な運動年表と一八〇人に及ぶ会員の稀有の追跡調査。女性史の新たな方法論を提示。

萩の根は深く 屯田兵の妻たち

1600円

扇谷チエ子

「十五夜お月さん夜に余る 屯田五升芋食い余る」(「屯田兵数え歌」より)——屯田兵の妻として北海道開拓に生涯をささげた女たちの姿を、屯田兵のひ孫が書き書きで綴る民衆史。

昭和文学の女たち

1600円

尾形明子

野上彌生子「迷路」の多津枝と万里子、堀辰雄「菜穂子」の菜穂子、宮本百合子「播州平野」のひろ子など昭和文学のヒロインたちの生き方に光を当てる。「作品の中の女たち」の続編。

●1月10日発売！『山陽路の女たち』の続刊！

ヒロシマの女たち 広島女性史
研究会編著

1600円

平和を求め献身をつづけてきた無名の女たちの記録。

ドメス出版

電話 03-944-5651
振替 東京8-48766

東京都豊島区駒込
1-3-15 〒170